

1. 議事日程第3号

(平成21年第7回大口町議会定例会)

平成21年6月12日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田 正 | 2番 | 田中 一成 |
| 3番 | 柘植 満 | 4番 | 岡 孝夫 |
| 5番 | 宮田 和美 | 6番 | 酒井 廣治 |
| 7番 | 丹羽 勉 | 8番 | 土田 進 |
| 9番 | 鈴木 喜博 | 10番 | 齊木 一三 |
| 11番 | 吉田 正輝 | 12番 | 木野 春徳 |
| 13番 | 倉知 敏美 | 14番 | 酒井 久和 |
| 15番 | 宇野 昌康 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|------------------|-------|
| 町 長 | 酒井 鎧 | 教 育 長 | 長屋 孝成 |
| 地域協働部長 | 大森 滋 | 地域協働部参事 兼環境課長 | 松浦 文雄 |
| 健康福祉部長 | 村田 貞俊 | 建 設 部 長 | 近藤 則義 |
| 建 設 部 参 事 | 杉本 勝広 | 総務部長 兼政策推進課長 | 森 進 |
| 生涯教育部長 | 三輪 恒久 | 生涯教育部参事 | 鈴木 一夫 |
| 会計管理者 | 星野 健一 | 町民安全課長 | 前田 正徳 |
| 地域振興課長 | 平岡 寿弘 | 福祉こども課長 | 馬場 輝彦 |
| 健康生きがい課長 | 吉田 治則 | 都市整備課長 | 野田 透 |
| 行 政 課 長 | 掛布 賢治 | 学校教育課長 | 近藤 孝文 |

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久 議 会 事 務 局 長
議 次 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（齊木一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（齊木一三君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、新型インフルエンザ対策について質問をいたします。

全国的には、6月に入り新型インフルエンザの流行も下火になったかに見えましたが、昨日はまた国内各地でも感染者が確認され、終結に向かっているとは言いがたい状況にありました。

そのような中、世界保健機関（WHO）のチャン事務局長は、日本時間12日午前1時、記者会見し、6段階ある警戒水準をフェーズ5から、最悪の6に引き上げ、世界的大流行を宣言したと、けさの新聞・テレビ等で報道されています。しかし、日本政府は既にいろいろな対策をとっており、国内対応に変化はないと発表しております。

我が大口町でも、新型インフルエンザ感染者が6月1日に発生し、春日井市民病院に入院されていた40代の主婦も7日に無事退院されております。また、議会の冒頭に地域協働部長より、新型インフルエンザに対する今までの対応及び現状について、概要説明を受けたところではありますが、町民生活の安全と安心のために再度確認の意味を込めて質問したいと思います。

まず、町内で新型インフルエンザの感染者が発生した場合の町職員の対応についてですが、6月1日に大口町で発生した際に、町及び町職員の行動、及び発生の確認を受けてから行動までの時間は適切であったのか、再度説明をお願いいたします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、6月1日の新型インフルエンザの発生時点の町の対応について、時系列的に御説明をさせていただきます。

午後4時50分ごろ、江南保健所から町内の40歳代女性の感染の疑いが濃厚であり、6時ごろ確定するとの連絡がありました。地域協働部長、私ですけれども、中心に関係課が対応を行うということであります。

5時半、江南保健所に町の方から電話連絡を入れ、状況を確認した結果、町内で感染者1名確定の報告を受けました。

5時40分ごろ、関係各課が集まりまして対策本部を設置し、町内感染者の状況報告と今後の対応について検討いたしました。

午後7時、江南保健所長より町長に感染者発生連絡が入りました。愛知県の記者発表の記事、内容が事前に連絡がありまして、その中では丹羽郡の女性という連絡がありました。町では感染者のプライバシー保護のため、記者発表のとおり丹羽郡で発生ということで判断をしておりました。

9時40分ごろ、安心・安全ネットで送信をするとともに、広報無線を流しました。一部報道機関により、大口町で発生と報道され、急遽広報無線等の内容を変更したということになります。

11時15分、愛知県新型インフルエンザ対策本部の結果を受けて、学校及び保育園の運営についての決定を内部的に行いました。

職員につきましては、翌日の12時30分をもって解散をしております。

それから、翌日の6月2日でありますけれども、8時に臨時教育委員会、臨時学校長会を開催いたしまして、小中学校については平常どおり授業をするということを決めております。

8時30分、緊急部課長会を開きまして、新型インフルエンザの発生について報告するとともに、対応についての説明をさせていただきました。さらにあわせて、ごみ収集運搬業者につきましては、5月7日時点で廃棄物処理における新型インフルエンザガイドラインについてを通知しておりましたけれども、町内での発生を受けまして、改めて廃棄物処理における新型インフルエンザガイドラインを通知するとともに、感染防止対策の実施状況の聞き取りを行っております。以上です。

(8番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進君。

8番(土田進君) 30日土曜日にこの患者の方は帰国をされ、31日日曜日に医療機関を受診され、それから翌日の6月1日月曜日、5時30分に発生が確認されたようです。

私はこの分野の専門ではありませんので、詳しいことはわかりませんが、ウイルスが新型インフルエンザのものなのかどうか、通常は6時間程度で調べることができるようです。しかし、今回の新型インフルエンザはもともと豚で流行していたインフルエンザウイルスが人に感染し

やすく変異したものとの説もあり、新型と豚インフルエンザのウイルスはよく似ているため、ウイルスの遺伝子配列を詳しく調べる必要があり、結果判明まで二、三日かかるとも言われています。もっと早く結果が出るよう、検査技術の研究がなされていくことと思われます。

愛知県の6月1日付新型インフルエンザ患者の発生についての説明文書の中で、当該患者の接触者調査等を実施とありますが、どこが主体で接触者調査等を実施し、またその結果の報告を町は受けたのか、お聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ただいま御質問を受けました、どこから連絡をとということでございますけれども、江南保健所を經由して大口町の方へ連絡を受けております。

あと1点の接触者の聞き取り調査をされるのにつきましても、保健所職員が対応をいたしております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 本議会冒頭に、地域協働部長より、ごみ収集運搬業者には廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインに基づいた対策を文書で通知し、あわせて対策の実施状況の聞き取りを行ったと、先ほども報告を受けましたが、その実施状況と実態はどうであったのか、お伺いしたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） ごみ収集運搬業者4社につきまして、聞き取りを行いました。

倉衛工業ですが、これは可燃ごみの収集であります。6月1日、朝礼で新型インフルエンザの対策について話をされたということでもあります。マスク、手洗いの徹底の件を周知したということです。会社の掲示板に周知できるように、その旨の掲示をしたということでもあります。これを受けまして、皆さんも気がつかれたかと思っておりますけれども、収集業者の中にはマスクをして収集をしておったということでもあります。現在は、私ちょっと確認しましたら、そのマスクにつきましては、今はやってはいないということではありますが、町内でインフルエンザが発生した当時におきましてはそういう対応をされたということでもあります。

それから内藤商店、これは資源ごみを主に収集しておる業者ですけれども、マスク、手洗いを行っておるということでもあります。

それから三重中央開発、これはごみを最終処分するところでもあります。埋め立てをすることでありますけれども、ここは三重県の伊賀市にありますけれども、ここにつきましてもマスク、手洗い等を実施しておるということでもあります。

立和商店というところ、これは空き瓶の収集ですけれども、手洗い、うがいは行っておりま

すが、マスクが手に入らないというようなことを聞いておりました。以上であります。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) 次に、町の対応部署及び対応責任者についてお尋ねをします。

新型インフルエンザ発生時において、愛知県や厚生労働省、保健所などの連携が重要になると思われませんが、その対応部署の責任者について再度確認をしたいと思います。よろしく願いします。

議長 (齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長 (大森 滋君) 大口町では、4月30日から、私、地域協働部長が責任者として対応を進めていきました。以上であります。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) 実際に発生した大口町としては、今回の件を教訓として、新型インフルエンザ対応方針に基づく行動マニュアルを作成するなど、ことしの秋から冬に万が一発生した場合に活かされるようにしておくべきと考えますが、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

議長 (齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長 (大森 滋君) 町における新型インフルエンザ対策として考えられるのは、生活に最低限必要となる公共サービスの継続、それから高齢者・障害者世帯の支援、それから啓発活動の実施、感染予防対策として実際に町内で感染が広がった際の公共施設、学校、保育園の運営等をどうしていくかというような判断、それから、イベント、大会を開催するのか、中止するのかというような判断、こういった4点が考えられるのかなということであります。

まず1番の、生活に最低限必要となる公共サービスの継続については、現在、継続をしなければならぬ分野と、とりあえず1ヵ月、1ヵ月半は継続しなくてもいい分野のそれぞれ課を分けまして、縮小することができる課から縮小できない課へ職員の動員ができないかということで、今検討をしておるところであります。大体1ヵ月から1ヵ月半、そういう状況を持ちこたえれば、弱毒性のインフルエンザであれば7日から10日で出勤ができるということですので、そのぐらいの期間を目安に職員の配置を考えていきたいなあと考えております。

それから、高齢者・障害者世帯の支援につきましては、健康生きがい課、福祉こども課の方で検討を進めているということであります。以上であります。

(8 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) これからは確認事項となりますので、簡単にお答えいただけたらと思

ます。

公立学校等の対応についてお尋ねをします。

地域協働部町民安全課が発信した対応策で、小中学校や保育園では、アルコール性消毒液による消毒の実施などを呼びかけているようですが、その実施状況について、いかがでしょうか。また、町の役場入り口にもアルコール性消毒液が設置してあり、迅速に対応されておりますが、その利用状況はどのようであったのか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 小中学校、それから保育園につきましては、新型インフルエンザが発生したということを受けまして、手洗い、うがいの徹底をされておるということは聞いております。さらに、町内での発生を受けまして、手洗いの後にアルコール性消毒液で手指、手とか指を消毒するとさらに効果が高くなるということで、今実施をしておるといっております。

それから、町内の公共施設におきましても、5月18日から入り口に消毒液を設置いたしまして、手指消毒をお願いしております。健康文化センターなんかにつきましては、かなり利用者が多かったということですが、当初、役場ではなかなか消毒液が減らないということで、保健師の方からもいろいろ指摘を受けましたが、町内で発生したということを受けて、かなり消毒をされている方がふえてきておるとい状況であります。以上であります。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） それから、福祉施設等への対応についてお尋ねをします。

今回の新型インフルエンザは、海外の事例によれば、糖尿病などの基礎疾患のある人や妊婦のほか、健康な成人でも重症化し死亡に至る報告がされているようで、これらの施設での感染対策についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ただいま養護施設、さらには福祉施設等の対応についてということで御質問いただきましたけれども、社会福祉法人、NPO法人等によって設置運営されております養護施設、福祉施設等の新型インフルエンザに対する対応につきましては、愛知県健康福祉部長より社会福祉施設等の設置者に直接通知がされてまいります。これに基づき各施設は適切な対応を行うとともに、所在地市町村と連携をとり対応することとなっておりますので、町といたしましては、5月18日に各施設と連携を図るため健康生きがい課職員が町内施設を訪問し、対応状況の確認を行いました。入所施設、通所施設とも、通常から感染予防対策はとってきております。そういった中で適切な対応体制はとられておりました。

また、施設内で疑いのある状況が発生した場合については、江南保健所に連絡をとり指示を受け、医療機関の受診、感染拡大防止の対応をとるようになっております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 次に、私企業で発生した場合の伝達方法及び町の対応についてお聞きをします。

大口町は企業城下町として発展してきましたが、それだけに他市町村から人が集まる町であります。他の自治体で新型インフルエンザが発生し、その方が大口町在勤であった場合の企業から町への連絡体制はどうなっているのか、お尋ねをします。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長(大森 滋君) 私企業にとって、新型インフルエンザの発生というのは企業の存続に係る大変重大な問題であると考えております。

厚生労働省では、ことしの2月に新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成しましたが、その中に事業所、職場における感染防止と業務の継続のために必要となるような対策を示しておりまして、これに基づいて各企業が対策をとっておるという状況であります。

企業でインフルエンザが発生した場合には、江南保健所に連絡が行くということになります。江南保健所の指示のもとで対策をしていただくということになるかと思えます。これは大口町の企業の場合ですね。江南保健所が管内であるということで、連絡が江南保健所に入ることになります。その中で、濃厚接触者が大口町の町内で確認された場合、すぐに大口町にも情報が伝達されるというふうに聞いております。こうした情報に基づきまして、町としましても必要な対策を迅速に実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、大口町に企業から相談があった場合には、先ほど申し上げましたように、保健所と連絡、連携をとりながら対応していくということになるかと思えますので、よろしく願いいたします。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) また、もし町民が体調不良を訴えられた場合、大口町では江南保健所に問い合わせるように広報をしておりますが、今回の方は春日井市民病院に入院されたようです。最初のテレビ放映では、江南厚生病院の航空映像が流れまして、当然入院先は江南厚生病院だとだれもが思ったと思います。住民がインフルエンザに発病した際の対応について、医療機関等の周知が不十分ではないでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長(齊木一三君) 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 医療機関につきましては、まず最初に発熱外来という医療機関で新型インフルエンザかどうかを確認するというので、確認がされるとその方については入院をするということですが、その入院の部屋も部屋の中が陰圧になっておいて、外に空気が漏れないような対策のとられた部屋であるというふうに聞いておりますけれども、そういう２段階があるということです。

その発熱外来につきましては、この近辺では２カ所の病院が今あるということです。ただ、これは保健所を経由して行っていただくということで、保健所が人数の割り振りというんですか、行かれる方を調整するような機能を持ってやっておりますので、県の方から、どこの病院だということについては伏せておいていただきたいということでもありますので、ここで申し上げることはできませんが、そういう発熱外来については保健所の指示を受けて皆さん行っていただくということになります。

その発熱外来で検査の結果、新型インフルエンザというふうに認定をされたときには、このあたりは春日井の市民病院に入院をするという状況になっておりますので、これは住民の方に周知するしないという問題ではなくて、対策を円滑に混乱なく進めていくために公表が控えられているというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） ことしの秋から冬にかけて、新型インフルエンザの流行予防について質問をします。先ほどの質問と重複する点もありますので、危機管理という観点から回答を願いたいと思います。

厚生労働省や愛知県との連絡体制についてお伺いします。

新型インフルエンザの感染者が町民である場合、どこからどのような形で連絡が入り、町のどの部署が受けるのか、御説明を願います。

なぜこんな質問をするかと申しますと、今から２年ほど前の話になりますが、私は町に緊急の通報をしようと思って役場へ電話をしましたところ、日曜日で電話の対応はワークセンターから派遣された方が出られました。町の幹部職員に連絡を頼んだところ、私たちは頼まれてやっているだけだから連絡はとれないと断られました。どうしても連絡してほしいと要望しました。そして電話を切りました。しかし、１時間経過しても何の連絡もなく、再度電話を入れましたが、どうしても連絡がつかないということで、その結果、緊急の連絡はできませんでした。

今回の新型インフルエンザのような、重大で緊急を要する事態が休日に重なったときの町の対応は本当に大丈夫だろうかと心配であります。平常時の時間外や休日の危機管理体制はどのようになっているのか、御説明を願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 連絡体制については、厚生労働省から県、県または保健所から市町村という形の連絡体制があります。

それで、大口町につきましては5月から土・日と休日につきましては、町民安全課の職員と、それから健康生きがい課の職員が交代で待機をしまして、住民の方からの相談の対応、あるいは県からの情報の伝達について対応するという体制をとっております。

私も出てきておりまして、私からまた町長の方にも連絡が必要な場合には入れるという状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 今回のような問題が起こってからのことではなくて、いつ緊急を要する事態が発生するかもわからないということで、平常時でも時間外、休日も危機管理体制をしっかりととっていただきたいと思います。

感染を防ぐためには、近隣市町村との情報交換、協力体制も必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 近隣市町村との連携体制につきましては、5月に、ちょっと日にちは覚えておりませんが、江南保健所において連携体制の強化、さらにはそういった予防対策という部分での会合等が開かれております。江南保健所で行われております。以上です。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 続いて、治療薬の備蓄やマスクなどの予防具の準備についてお尋ねをします。

昨年の10月29日付で、「桜さんの何でも言ってちょ」の質問に、健康課長名で、新型インフルエンザの対応について、県と連携・協力する中で、新型インフルエンザに対する正しい知識の普及や情報提供などに努めるとともに、情報収集活動等に必要な資機材の備蓄など、発生時に備えた準備を進めてまいりたいと考えていますと回答されましてから、その後半年ほど経過してはいましたが、今回、どのような準備ができていたのか。またそれが今回どのように役に立ったのか、お聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、一つ事例を取り上げて御説明させていただきたいと思います。

実は、5月に大口南小学校が京都・奈良に、6月に大口中学校が東京に修学旅行に出かけられました。そういった中で、新型インフルエンザ対策として、1人1日1枚のマスクの準備を生徒さんをお願いする中で、町としましては、町で備蓄しておりましたマスクを先生と生徒方を予備として携行していただくということで、旅先での手洗い、うがいを励行することをお願いしてまいりました。

そういった中で、感染予防用具として、町ではこれまで防護服、新型インフルエンザ用マスク、手指消毒用アルコール等を備蓄してまいりました。今回の県内の患者の発生を予測し、5月29日に予備費115万円を充用し、また6月1日の町内での患者の発生を受け6月2日に52万9,000円追加充用を行い、備蓄品の買い増しを進めております。

さらに、愛知県では治療薬の備蓄を58万8,000人分確保しております。今回の愛知県議会6月定例会で、新型インフルエンザ対策として約7億円の補正が計画され、タミフル100万人分、リレンザ5万人分が備蓄されます。これをもって県下の145万人の目標数値の72%が達成されることとなります。以上でございます。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それで、町で備蓄したものがいかに役に立ったかということですが、今回のインフルエンザの町内での発生に際しまして、あるいは国内での発生に際しまして、備蓄をしてあったものを、アルコールの消毒液ですが、公共施設での手指消毒に使うとか、それから小中学校、保育園での子供さんの手洗いの上に、さらに手指消毒をするというようなところで役に立てたのかなあというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 既に広報無線による広報や、新型インフルエンザについての資料の配布等、周辺自治体も同じような対応をとっているようですが、改めて町の広報体制の確立や流行予防に対する考え方について、再度お伺いをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 町としましては、一番大きな対策としては、情報を住民の方に速やかに流していくということであろうかと思えます。

そういう中で、情報の収集とか伝達、それから状況に応じて広報体制、広報無線、広報紙、通知文、広報車、あるいは健康生きがい課が行いました各福祉施設に対しての訪問による指導、こういったことの手段を検討して、必要に応じて実施をしていきたいと考えております。

それから流行の予防ですけれども、きょうの新聞にも、この秋から流行がまた北半球におい

ては再燃するのではないかとということ、それからこれは新聞報道ですけれども、3年ぐらいの間は続くのではないかと。そのうちに季節性のインフルエンザに変わっていく可能性もあると。ただし、その過程で今の季節性のインフルエンザと交雑をして、インフルエンザの抗ウイルス薬が効かなくなる可能性もあるというようなことがWHOの医務官の話として伝わってきております。

こういった状況を受けまして、町としましては、仮にこの夏場にインフルエンザがおさまるというような状況があったとしても、次の流行ということを考えながら対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 今回の患者の方は、感染症医療機関である春日井市民病院に入院されましたが、この近くでは感染症医療機関はどこでしょうか。

江南厚生病院の玄関には「新型インフルエンザ疑いで来院された方及び家族の方へ」、また小牧市民病院の玄関には「新型インフルエンザに関する心配で来院された方へ」の張り紙がされており、発熱外来が設置されている感じがするわけですが、現在、発熱外来については公表しないようにというようなお話でしたが、町としては把握をされているのでしょうか。

また、今回の新型インフルエンザで近くの病院の発熱外来へ受診した人は何人ほどあったでしょうか、お尋ねをします。

議長(齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 医療機関の関係でございますけれども、医療機関につきましては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき指定がなされておりますけれども、まずこの近くとしましては、先ほどから出ております春日井市民病院、さらに一宮市にございます愛知県立循環器呼吸器病センター、この近くではこの2カ所になってまいります。さらには、発熱相談を受けた後の発熱外来につきましては、江南厚生病院となっております。

それから実際の相談件数等につきましては、江南保健所管内のデータで総計をお知らせいたしたいと思います。まず延べ相談件数でございますけれども、1,009件です。そのうち実際に患者数は、御存じのとおり1名でございますが、その相談の中で発熱外来の方へ受診をとお勧めした方が18名、あとは普通の一般の相談という扱いになっております。以上でございます。

(8 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 今の件は通告をしていませんで、いきなりお聞きしまして、またよく調

べておっていただきまして満足をいたしております。

今回の新型インフルエンザは、国内でこれ以上感染が拡大することは少なく、終息に向かうように思われますが、今後は秋以降に懸念される流行の第2波に備え、患者の早期治療や重症化を防ぐ準備が必要であると思います。

WHOは世界的大流行の場合の第2波までに世界の人口の3分の1が感染すると予測しており、この割合を当てはめると、国内では4,000万人という計算になるとも言われています。大量の感染者が発生し、従来の感染症医療機関だけでは対応し切れない場合も想定され、大きな病院だけではなく地元の医師会等との連携も必要になるかと思いますが、このことについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ただいまの医療機関の充実に関係するかと思いますけれども、新型インフルエンザ行動計画の中では、医療機関の対応が位置づけられております。

現在におきましては、第2段階の国内発生早期のため、発熱外来の設置医療機関が指定されています。それにつきましては、先ほど申し上げた形になってまいりますが、さらに第3段階が設定をされております。

この第3段階につきましては、感染が拡大期、さらには蔓延期、回復期については、原則すべての医療機関で治療、診察が開始されるという医療体制になっております。以上でございます。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） いろいろと細かいことをお伺いしましたが、大口町の今回の新型インフルエンザ対策は適切に行われたものと評価するものであります。

これからの季節は、我が国においてはインフルエンザが発生しにくい季節であるものの、秋から冬にかけては新型インフルエンザの第2波、第3波の到来が懸念されております。政府は被害軽減のためバランスのとれた対策をとり、医療機関の協力を得ながら早期発見、治療体制を整え、年内にも2,500万人分のワクチン製造計画を決めたところであります。

我が大口町も、備えあれば憂いなしのことわざにあるように、そうした事態にも素早く対応し、感染拡大防止策がとれる体制を今から整えておき、町民生活の安全と安心が守れるように努力をしていただきたいと思います。私の質問を終わります。

田 中 一 成 君

議長（齊木一三君） 続いて、田中一成議員。

2番（田中一成君） 4点質問をさせていただきます。

初めに、ごみ袋の耳の問題であります。

今までよりも耳部分を拡大して、安価で大きなごみ袋を目指したいということで、耳がなくなりました。私も大変いいのかなあと、容量も大きくなるしと思っておりましてけれども、高齢者の方から、「夫婦そろって病気をし手先に力が入らない。そういう状況の人間にとっては、耳がないと本当に縛りにくくて困っておるんだ」と、こういう話であります。高齢化社会を迎えますと、いろいろこういうところにも配慮が必要なんだなあとということを改めて感じさせられたわけでもありますけれども、こうした声にもぜひ対応していただけたらなあとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 御質問のごみの耳、いわゆる結び代と言われるものですが、これにつきましては原油価格が高騰した折に、先ほどお話にあったように平成20年ですが、製品の価格を抑えるために結び代をなくしたという経緯があるわけです。この結び代自体も、いろいろ皆さんから御意見を伺って結び代をつくったという経緯もあるんですが、非常に原油の価格が高騰し、さらにこれがどこまで上がるかわからないような状況の中で、ごみを処理するものにそれほどのお金をかける必要があるのかという議論もありまして、なくした経緯があるわけですが、これによりまして大袋で9%、小袋で21%程度の製造価格が低下をすることができたということです。逆に言えば、結び代をつければ大袋で9%、小袋21%の製造価格の上昇がされるというようなことであるわけでありまして。

ただ、いろいろ中で検討した結果、平成22年度以降のごみにつきまして、ごみの袋の厚みをもう少し薄くして、製造価格を抑える中で結び代を復活できないか検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） そうした高齢者の声にもぜひ耳を傾けていただきまして、今検討していただけるということでございますので、積極的に検討していただきたいというふうに思います。

次、2番目の町内巡回バスのバス停の問題であります。

町内の豊田の狭間地区からの高齢者のお話であります。私は何度も聞いているもんですから、担当者にはお伝えをしてあるんですが、きちんと伝えてあるんですかということを再三言われますので、じゃあ一般質問できちんとやって、あなたの声は伝えましたということできちんとしたいというふうに思ひまして、一般質問させていただきますが、あの近辺は東海理化学の門の近くと、それから狭間から北に行った矢戸川の藤ノ木橋のところの2カ所あるんですが、バス停

は。しかしそこまで、80代のちょっと体の弱ったお年寄りが歩いていくのはなかなか難儀だそうですね。歩いていけないと。

この私に訴えられた方は、40年以上にわたって大口町で文化活動やさまざまな活動に積極的に参加されてきて、今のNPOが大口町で大きく発展している源流を築いたような方でありまして、年はいっても福祉施設、老人介護施設などに今でも慰問に、仲間の皆さんと行かれるというような意欲を持っておる方ですが、すぐ近くの南小学校の前にあります「じゃがいも」という老人の施設ですね。こういうところにも行きたいんだけど、わざわざ友達にマイカーで迎えに来てもらわないとあそこにも自分では行けない。せめて自分の意思で、自力でそういうところにも行って、家に閉じこもりがちにならないようにしたいと、こう言っておられました。

近年、大口町の巡回バス事業は5,000万余の財政の支出を3,500万円程度に抑えながら、地域の事業所などとの協力・協働も発展して、また住民の皆さん、とりわけ高齢者の皆さん、交通弱者の皆さんの足として、その交通権を保障するために大きな前進をし、近隣の自治体からも注目をされているところでありますが、なおこういう声にも耳を傾けていただいて、住民の期待にこたえていただければなあというふうに思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 議員が御紹介の、バスを利用したいという住民の方の声につきましては大変うれしく思っておりますし、今のことで私どもにも十分通じたとは思いますが。

ただ、バスにつきましては大口町路線バスということで、公共交通機関という形で運営しておりますので、一人ひとりの方の御意見を聞いておるということになるとうちの運行ができなくなるという状況がございますので、このあたりは御理解をいただきたいと思っております。

バスにつきましてはバス停、ルート、ダイヤの編成に当たっては、バスの利用者の方の数とか、それから企業等の意向とか、そういったものをマクロ的に判断していきたいと。それぞれの個人個人の意見でバスのルートを決めるということは、公共交通機関としては非常に難しい問題がありますので、そういう点は御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） たった1人の意見しか聞いてこないもんですから迫力がないんだろうと思います。またいずれ、狭間地区にも高齢者の皆さんがかなりの比率でふえているのは私も知っておりますので、どんなふうな実態なのかさらに調査を進めて、私なりに状況をもう少し把

握をしながら、改めてこうした問題について質問もしていきたいというふうに思います。

次に3番目の、精神障害者の社会参加の機会をとということではありますが、今までも何度かこうした点について御指摘し、要請をしてきたところでもありますけれども、最近の社会で、うつの方が非常にふえているというのが大きな社会問題になっております。それは大変厳しい社会情勢、経済情勢、そういう中で、役場でもそうですけれども、各事業所の中でも仕事の評価、人事評価、パワハラなんていう言葉も出てくるぐらい、いろんなことで圧力を感じて、みずからの心の機能、精神の機能を損なっていくというようなことが大変多くなっていて、このことに対する対応のあり方についても大きな問題になってきております。

私企業の中には、既にこうしたことについて具体的に対応して、カウンセリングなどを行うようなシステムを確立しつつある企業もどんどんとふえておりまして、こうしたことに手をつけなければ、多くの従業員がまともにその能力を発揮して働いていけないというような社会現象もあるわけであります。

そして、そうした疾患にかかった皆さん、適切な対応がないと重症化していきます。昔は精神分裂症なんていう変な言葉で言いましたけれども、今は統合失調症というふうに言われますね。突然に発症してパニックを起こすパニック症候群、大口町でも発生しておりますが、そういう皆さんもおられます。こういう皆さんが重症化していくとどうなるのかということは大変深刻でありまして、働けなくなる。これでうまく障害年金などが受給できればまだ収入の道が若干は確保されるわけですが、そのうちに家族崩壊、アルコールに浸ってアルコール障害を起こす。それから離婚、家庭崩壊、こういうことで、大口町内でも幾つかのそういう事例に私どもも遭遇をしております。

こうしたことについてきちんと対応しないと、江南保健所も今になくなるなんてこの前言いましたけれども、なくなってもらっちゃあ困るわけですが、江南保健所に行きますと、こうした精神疾患に対応する専門職がおりまして、いろんな相談には乗ってくれるわけですが、あるいはまたデイケアとあって、この地方のそういう患者さんで希望される皆さんが保健所に行って、何人かの患者さんと専門のカウンセリングの皆さんとで料理をつくったり、遠足に行ったり、喫茶店に行ったり、いろんなことで対応して、日常生活、社会参加ができるようなケアをしてくれるわけですが、しかし江南保健所だけで、この地方で細々とやっている事業で、そういう皆さんを全部ケアできるはずもないんですね。

いろんな対応をされておりますけれども、大口町でもそういう精神疾患にかかっているということのみずから認めて、そして何とか社会参加をしないといけないというふうに考えておられる皆さんも私何人か知っておりますが、そういう場所が大口町内にないんです。ぜひそういう場所をつくっていただいて、患者本人さん、そしてまた家族、そしてまたできればその周囲

の皆さん、そういう皆さんがこうした精神疾患についての正しい認識を持って、こうした皆さんが元気に社会復帰できるような道筋を、みんなで支えていけるようなものをぜひ出発させないと、これはいつまでも行政として放置し続けていては、私はいけないのではないかというふうに思いますが、まずその辺についての見解を伺っておきます。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、精神障害に係る部分でございますけれども、町としましては、いろいろ相談等を受けていく中で精神障害者の方から、今言われましたように、隣近所や知り合い等から知られたくないという意味で、プライバシーに対する配慮を切にお願いされていかれる方が多くあります。そういった中で、相談業務としましては別室での相談対応、配慮をしておりますけれども、町内の交流の場への参加に抵抗がある方がいることも、十分こういったことから予測もされております。

またそういった中で、精神障害者であることを知られたくない要因としましては、精神障害がよくわからないものとしてとらえられ、誤解をされていることが上げられます。こうしたいわゆる偏見については、全国的にも精神障害者を取り巻く大きな問題の一つとされております。解決の決定打となるものはありませんが、町としましては、まず精神障害者に対する正しい理解の促進を図っていきたいと現在思っておるところでございます。

こういった状況の中で、大口町としましては、交流できる場として医療法人桜桂会が設置をしています地域活動支援センター「希楽里」というものがございます。こちらに委託をする中で交流の場を設けておりますが、平成20年度につきましては6名の方が利用をされております。また、平成20年の3月に行いました障害者福祉に関するアンケート調査の中では、暮らしやすくするために必要なことという質問の中で、日中の居場所の確保という項目についてでございますが、1名の方のみの回答となっておった現状でございます。利用を希望される方が非常に少なく、現状では町内での交流の場を開催することは難しいと考えております。

今後は、個別の相談の中で「希楽里」を含めた社会資源の紹介をするとともに、交流の場の利用希望者の把握に努めてまいりたいと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 今、部長が答えられましたように、精神障害に対する差別的な偏見が最も大変なこととして、江南保健所などではそういうのを払拭するための連続講座なども開いていただいて、私も行きたいなと思っておりますけれども、なかなかそういうのに参加できないものでいかんのですけれども、しかしこういううつを含めた精神疾患がどんどんふえていることについて、今、部長が言われたように、一般住民や行政そのものもですけれども、偏見なく精神疾

患を語れるような、そしてまたみんなでこれを克服していけるような共通認識がまず欠落していますね、本当にね。欠落しているものですから、精神疾患として自分自身が、あるいは家族自身が精神疾患だということを知られたくないと、まずそういう意識になるんです。それを堂々と、自分はうつだとか、あるいは統合失調症になっているけれども、何とか前向きに、専門の先生のアドバイスなども含めて何とか克服していきたいんだという積極的な姿勢に変わっていかなくちゃいけない。中にはそういう人もいますよ、町内にもいますよ。いますよですけども、全体がそういうふうにならないのは、まずは社会全体がこの精神疾患に対する偏見、誤った認識が克服されていないからなんですね。

だから、今部長が言われたように、精神疾患状況はいつも人数もプライバシーやそういうものがあって十分把握できないというような答えが返ってくるんですが、本当にそういうものを払拭するためにどうしたらいいのか。障害者施策の中で、この精神疾患、精神障害者の皆さんに対する施策が最もおくれていて、また最も具体的な施策がないと、欠けているという状況は、大口町の何回かの障害者福祉計画をつくるときにも、私も再三強調してきましたし、そうしたことでかかわっている専門的な皆さんの認識もそうだということにはなるわけですけども、遅々として具体的に精神障害者対策については進まない、具体的なものが見受けられない状況がこの10年、20年、ずうっと実は続いております。その間に、どんどんとそうした皆さんがふえている状況があるんですね。

これは手をこまねいていていいはずもありませんので、まず交流の場というのは、いろいろ今は現状難しいけれども、そうしたことに対する正しい認識が持てるような環境整備をしたいということですから、ぜひ行ってほしいんですが、まず重度になってきますとアルコール依存症になってきたりします。女性の民生委員さんなどは怖くて近づけない、こういう事例なども町内に何回もあるんですね。だから放置されるんです、そうすると。私みたいなところに来てきてくれれば、私もアルコールが好きですので、飲みながらでもそういう方と話しするとかいうテクニックを持っているわけですけども、一般の方ではなかなかできません、そういうことも。

だから大口町の専門のそういう精神福祉ですか、配置もしているわけでありまして、本当に困った状況に対する対応も大口町で具体的にできているかと言えば、放置をされてしまうケースが今までありました。本当にそういうふうになりますと家族は大変ですね。もう毎日毎日地獄ですよというような事例もあるんですが、行政も専門的にきちんと対応できないというような状況も何度も見受けられてきました。

本当に気の毒な状況が生まれるわけですので、一遍に具体的な対策ということでなくて結構です。そうした精神疾患についての正しい認識や現状把握や、そしてまた社会がこうしたもの

を受け入れて、そして協力、協働しながらこうした皆さんの社会復帰を勝ち取っていくための初歩的な段階で結構ですから、何らかの具体的な行動を行政も起こしていただきますように要請をしておきます。

4番目に、子供の貧困対策と子供条例の制定についてであります。

構造改革、規制緩和路線によって、6,500万人の労働者のうち1,000万人はワーキングプアと、年収200万円以下というようなひどい状況がつけられて、さらに昨年9月のアメリカにおける金融危機が、非正規切りということで派遣社員、期間工、こうした者をどんどんと数十万人規模に渡ってリストラをしてまいりました。こういう皆さんが、家も仕事も一気に失うと。首都東京に年越し派遣村が出現するなどというのは、世界じゅうで日本だけだったそうであります。東京だけではなく、名古屋でも大きな都市で全部そういう現象が起きました。大変ひどい状況であります。

こうした皆さんの中には、家族を抱えている皆さんもおられます。もちろん子供にまともな教育が、子供が希望しても受けさせてやることができない、そういう皆さんもおられる。そしてまた、これは労働者だけの問題じゃなくて、今谷底につんのめるような、落ち込むような景気の急激な悪化で、自営業者も本当に息絶え絶えの状況の方がおられるということをご認識していただきたいのであります。

何ヵ月間も仕事が1週間に1日程度しかないというようなことは、中小・下請業者の皆さんの日常的な状況です。年間何台かの大きな機械を売って商売をやっていたというような人も、あの9月以降1台も売れないと。今まで運転資金などで借り受けてきた返済などが一切できないというようなことで、インターネットで同僚議員の吉田議員が調べてみると、大口町で家や土地を競売に付されている件数が5件もあるというようなひどい状況もあります。

こういう中で、子供がその犠牲になるということはぜひ避けなければならないというふうに思います。先回の議会では、保育園の問題で子供の状況等についても若干触れたわけでありましてけれども、家庭での欠食、進学への断念、あるいは最近非常に問題になっているのが子供に対する虐待ですね。いろんな意味での虐待、こういうものが進行していて、保育園分野、あるいは学校教育関係者の中では本当に深刻な状況もあって、それへの対応に頭を悩ませるというような状況もあろうかというふうに思いますが、そうしたことで、それぞれ子供の状況等について深刻な状況をどのように受けとめておられるのか。それぞれの分野で受けとめられておられることがあれば、まず所見を伺いたいというふうに思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、金融危機に端を発しました急激な経済不況への影響が一般家庭の中にも及んでいることは、我々も十分認識しておるところでございます。それに

つきましては、子供のみではなく、まさに本当に保護者を含んだ家庭全体にわたる問題であると考えております。

そんな中で、まず子供たちの状況、欠食等そういった部分につきましては、従来より保育園、あるいは小中学校におきましては、担任を中心として小まめにチェックをしていただいております。そして、指導の必要性がある場合には、保護者に状況確認をしております。

また、町では福祉こども課、学校教育課、健康生きがい課、一宮児童相談センター、江南保健所の職員で構成する要保護児童実務者会議を毎月開催いたしております。そういったあらゆる面で保護を必要とする児童についての情報交換をする中で、欠食状況についても報告があります。町からの指導で改善の見られない場合については、一宮児童相談センターからの指導によって改善、さらには解決に向けての助言をし、現在対応しておる状況でございます。

(2 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2 番(田中一成君) 経済的な理由も含めて、離婚もどんどんとふえる。母子家庭や父子家庭がまたそれに伴ってふえているわけです。

子供の問題だけじゃなくて、女性に対する社会的な賃金格差もひどい状況でして、日本の最低賃金は時間当たり703円、フルタイムで働いても、こういう皆さんは最低賃金ですと月額12万円程度しか収入がない。これは子供さんなど1人、2人と抱えていると生活保護基準以下。日本の生活保護基準以下の割合は8割から9割いるんだというふうに言われていて、先進国の中では最高です。捕捉率が大変悪いんですね。

そういう皆さんに対して、例えば特別児童扶養手当というようなものを年限を切って切り捨ててしまう、生活保護の母子家庭の皆さんの手当も、上積みしていた部分を切ってしまうというようなことで、所得の低い階層の皆さんや生活保護世帯の片親家庭に対するこうした無慈悲な助成のカット、こういうものは本当にひどいことだなあというふうに思っておりますが、そうした皆さんが子供を抱えて、高校あるいは大学に行きたいという意欲を持っておる子供さん、そして親もまたそのようにしてあげたいというふうに思っている、それができない皆さんもおられます。ありとあらゆる金融機関を走り回って、ありとあらゆる方法を通じてそうした資金を確保しても足りないんですね。もともと経済的な基盤の弱い皆さんには担保能力はありませんから、金融機関も十分には貸してくれません。これは憲法で保障する教育の機会均等、すべての子供は教育で均等に待遇をされなければならないという原則が、今の日本社会の中では全く踏みにじられている、気の毒な状況があります。

そしてまた日本は、教育の無償化を国連等は求めているわけですが、このことについて批准をしていない世界で二つの国のうちの一つなんです。先進ヨーロッパ諸国では、大学ま

で含めて教育の無償化がどんどん進んでいます。しかし日本は、国立大学、今名前を変えましてけれども、独立行政法人の授業料もどんどん引き上がっています。私立大学はもっと高い状況なんですけれども、高校まではどうにか行けても大学には行けない。差別と貧困の中で子供たちがそういうことでいいのかというふうに私は思っております。

大口町でもそういうことで進学を断念せざるを得ない、あるいは入学してもアルバイト漬けでないと大学生活を維持できないというような皆さんもおられます。そこら辺については、大口町の状況を何か把握しておられる点がありますか、とりわけ教育について。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 教育委員会の関係で、既に平成20年度におきましては、今議員が質問のように、貧困で学校へ行けないという子供はいないということで確認をしております。

ただこんな経済の時期の中で、所得が落ち込んでいる。そうした中で高校へやるのが非常に厳しい状況下である。そういうこともありまして、私どもは私学助成という形で助成をしております。従来は一律の助成をしておりましたが、非常に所得が落ちる中で、その所得ベースを下の方まで下げて、下に厚くという改正をして助成していきたいということで、今現在やっているところです。それが大体12月ぐらいには交付をする予定であります。8月ぐらいに申請をしていただいて、中の書類審査をし、10月に決定をしていくということで教育は対応しております。

先ほどから欠食児童の問題もあります。欠食児童にはいろいろなケースがあります。小学校では大体全般的に2.4%ぐらい1週間の欠食。中学生によっては4.3%、これが非常に分析をしますと難しい。女性の多い面もあります。それはどういうことかということ、思春期を迎えて女の子が食事を控えるという面もあります。これはいろいろと我々、食育の教育の中で食のとうとさを教えていくというのが一番大事であろうかと思えます。さらにはPTAの方に、そういう会議のあるときに食の大事さを訴えて、子供たちに食事の摂取をさせるという認識を高めていただく手法が我々は大事ではないのかなあと、それによって親さんたちも子供に毎日食事を与えていけるのではないかなあと、そのように進めております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 兄弟が何人かおって、下の方の兄弟は2人とも高校進学を断念して、そして土建屋さんで働くとか、あるいは女性は結婚を目指して同居生活に入ったけれども、しかしそのままうまくいなくてまた母親のもとに帰ってくるとか、大口町にも高校進学を断念して、その進路が順調にいかない子供たちが見受けられるんです。本当に大変なんです。そういうことも大口町で本当にひどい状況もありますので、ぜひ改めて子供たちに、そういう社会現

象の中できちんと目を向けていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

大きな視点での質問に変わっていきませんが、世界では子供の権利条約というのができておりまして、日本もこれを批准しております。前の教育長さんがおられるころにも、子供の権利条約の小冊子を幹部の皆さんにもお配りして、子供に対する新たな認識と施策の展開を求めたこともあるわけですが、子供たちに今の社会現象の中で、すべての子供たちがきちんと人間として権利を保障されて育つことができる、生きることができる、教育も受けることができる、守られることもできる、子供自身も意見を表明していく権利があるんだということの子供の権利条約ではうたっております。

そういう中で、今日本全国で、子供の権利条約を批准した国の自治体として、自分たちの自治体内の子供たちに目を向けながら子供の健やかな成長を図っていくために、行政とそして住民と一体になって子供たちの健やかな成長を促そうということで、「子供条例」、こういうものを制定するようになってきておりまして、およそ全国で50を超えて、今着々とふえつつあるというふうに言われておりまして、この近隣では豊田市さん、名古屋市、高浜市、岩倉市、こういうところで子供条例というのが制定をされております。

私はその経過を見てみますと、条例制定までに専門家や住民の代表、保護者、PTA、教師の皆さん、それからさまざまな有識者、そういう人たちがワークショップを重ねているんな調査も行って、自分たちの行政内にいる子供たちの、一体どういう状況なんだろう、どこに問題があるんだろう、子供たちの健やかな成長を願うためにどういう認識と視点で子供を育てていったらいいのか。子供たちは一人、その生んだ親の財産ではない。社会全体の宝、地域の宝として子供たちに接していく必要があるというようなことをディスカッションしながら、ワークショップをしながら、そして住民の皆さんにそれを返していきながら、こうした条例の制定をやっている、そういう過程を見るだけでも、大変いいことだなあというふうに思うんですね。

そういうことで、大口町でもそうしたことを、今NPO団体とかいろいろ育成しておりますけれども、子供に焦点を当てながら、そうした皆さんにも参加をしていただきながら、力をおかりしながら子供条例の制定に向けて検討していただきたいなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 子供条例につきましては、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法が制定され、子供が健やかに生まれ育つための環境を整備するために行動計画の策定が義務づけられました。本町におきましても、「子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口」を基本理念として、平成17年度から10年間を計画期間とする行動計画を策定いたしております。

こういった中で、大口町の子育て支援施策につきましては、大口町次世代育成支援行動計画に基づき展開しておりますが、子育てを取り巻く環境につきましては日々変化をしまいであります。そういった中、今年度はこの行動計画の見直し及び後期行動計画の策定の作業に着手をしまいであります。その過程で、子育て中の方や、子育て支援団体の方々を初めとした住民の方と、子育てに関する意見交換を積極的にしまいでりたいと考えております。そして、実効性があり子供の権利が保障された、よりよい子育て環境の実現を目指した行動計画を策定することをまず最優先に考えて進めてしまいでりたいと。そして、子供条例の制定につきましては、将来に向けて検討をしまいでりたいと現在のところ考えております。

(2 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2 番(田中一成君) 将来といっても近い将来と遠い将来とあるわけで、行政の答弁で将来といいますと何か遠い将来のように聞こえてしょうがないんですが、遠い将来にならないようにしないといけないんですよ、これは。

もうこれだけ経済状況がひどくなってしまいでますと、ほかっておけば、行政が関心を持たなければひどい状況に置かれて、全く人間としての尊厳も失いかねないような子供たちが徐々にふえていることを放置することになるんです。これは放置することではありません。

今、世界では 8 億人から 10 億人の飢餓の人たちを抱えている。その最も大きな犠牲者が子供たちで、こうした子供たちをきちんと救おうと、そのために先進国の果たす役割も問われておりますし、また地球温暖化で地球そのものの存在が危ぶまれている。そういうことなんかも含めて、本当に世界的な視野、地球的な視野、そういう中でとりわけ子供たちがどんな状況にあるのか、そういうことをきちんと見きわめていく必要があります。

子供たちに対しても、今日本の子供は自己肯定感がない。自分を本当に存在している一人の人間として肯定することができないような子供たちがふえて、自殺なども絶えないというふうな状況です。世界の恵まれない子供たち、あるいは平和の大切さ、紛争によって子供たちが命や手足を奪われているような状況、平和教育なども日本の子供たちに、本当に自分の存在をきちんと肯定できるような子供たちにしていくためには大切なことだと私は思っておりますけれども、将来があまり遠い将来にならないように、次世代育成の後半の 5 年間の計画の中には、そういう状況も具体的に入れてぜひ検討していただくように強く要望をいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(齊木一三君) 会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

(午前 10 時 47 分)

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

酒 井 廣 治 君

議長（齊木一三君） 続きまして、酒井廣治議員。

6 番（酒井廣治君） 6 番議席の酒井廣治です。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第 6 次大口町総合計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

この第 6 次大口町総合計画は、平成 18 年度を初年度として、平成 27 年度までの 10 年間を計画期間としております。平成 18 年 3 月に制定されており、新しい時代に住民と行政がともに責任を持って行動する上に、共通の認識となるまちづくりの理念を示し、すべての政策、施策の羅針盤となる基本方針として策定されたものがあります。これまでの中央集権社会から地方分権社会へ、そして 2018 年、平成 30 年には道州制の完全実施が予想され、今までにない地方自治の激動の時代を迎える 10 年間を見据えた計画になっております。

この計画の中には、地域のあり方、あるいは地域住民の責任で考え、決め、つくるとした住民自治を促進し、同時に住民一人ひとりの自治の精神を大切にし、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り、支え合い、共助の精神があるとし、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」の基本理念を掲げています。また、大口町独自のまちづくりの尺度として、安全、協働、共生、公平、発展の五つが制定され、展開のイメージがわかりやすく説明されております。

さらに、住民の規範として、行政みずからが率先して三つの改革方針、「意識」、「組織」、「財政」を掲げ、P D C A のマネジメントサイクルに沿って実践をしていくことになっております。

当然、議会、委員会を初めとした数々の説明会の中で、第 6 次総合計画の言葉は絶えず口にされます。数々の事業の中に反映された施策に取り組んでいただいておりますが、この計画を具現化していくルールとして、今議会に議案として提出していただいております大口町まちづくり基本条例があるものと考えられます。この総合計画を策定されてことしで 4 年目に入ります。例えば陸上競技に例えますと、トラック競技でいくなれば第 1 コーナーを過ぎ、第 2 コーナーにかかったところだと思えます。

そこでお伺いいたします。

基本施策として 4 項目が掲げられています。1 項目めは、新しい時代を担う次世代を育む。2 項目めは、未来へ引き継ぐ環境保全と町の活力を創造する。3 項目め、健康で安心な暮らし

と、災害や犯罪などに強い社会を創造する。4項目めには、人の知恵、わざ、情報が生きる元気なコミュニティを創造するとうたっています。

この4本の柱を掲げ、日々努力をしていただいていると思いますが、それぞれの事業とその進捗状況を具体的にお知らせ願いたいと思います。お願いします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 御質問にあります第6次総合計画は、平成18年の3月に策定をいたしまして、平成27年度を目標年度とした計画であります。地方分権の時代に対応できるまちづくりをこの間進めてきました。

その成果として、今議員からも御質問にございました、本議会に提案をさせていただいているまちづくり基本条例の制定であります。また、私たち行政の内部に対しては、総合計画の中にある三つの改革、「意識」、「組織」、「財政」について、具体的には昨年7月より職員によるプロジェクトによりその具体化に取り組み、本年度、平成21年度より段階的な実施に踏み切った状況であります。

一方この間、町の主要施策、またこれから先の時代を見据えた各所管における取り組みについても、常に五つの尺度、四つの基本政策等、総合計画の基本理念にあります「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を念頭に、個別の事案としてとらえるのではなく、職員間で共有できる事案として取り組んでいるところでございます。

その成果、結果については、まだまだ進行形のものが多くありますが、新生大口中学校も生涯学習構想の中での重要な1ページであります。また、先ほどもお話をしましたまちづくり基本条例の本定例会への提案についても、その大きな成果と考えております。

個々の事例を列挙することが御質問に対する回答になると思いますが、議員の皆さんの中にも総合計画に記された内容に共鳴をいただき、身をもって活動いただいている方もお見えになりますので、そのあたりは十分に御理解いただけていることと思っております。

18年3月に策定し、確かに3年が経過をし4年目に入っているわけではありますが、その考えは確実に住民の皆さんにも理解され、職員も努力を重ねているところです。今後においても、地方分権の時代に対応できるまちづくりに議会の応援もいただき、平成27年度の目標年度には計画以上の評価がいただけるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいまは項目別に御説明を願いませんでしたが、回答をいただきました内容の中には、過去3年間、町が取り組んできました事業が着実に進んでおると私は理解しております。さらに、この後残されました6年間については、着実に進んでいただくようにお

願いたいというふうに思っております。

この基本政策の4本柱が最終年度となる平成27年度に大口町のあるべき姿、どんな姿になるかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 平成27年度の大口町のあるべき姿、現在、まちづくり基本条例の提案の折にも、また審議の中でもお話をさせていただきましたように、また議員さんの御質問の中にもありましたが、迫りくる道州制、そういう中での大口町のあるべき姿、それは第6次総合計画にうたわれておるものを一つ一つ確実に取り組んでいくということになるのではないかとこのように思っております。

ですから、平成27年あるいはそれ以降、この総合計画の目標年次の前後のところで恐らく来るであろう道州制、さらには市町村合併について十分に対応できるように、行政はもとよりですけれども、住民の皆さん、さらには地域、そして企業が一体となったまちづくりを総合計画に沿って進めることが大事だということに思っておりますし、そのようなまちづくりにしていくべきだということに考えております。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいま御回答いただきました平成27年度のいわゆる町のあるべき姿、これから進んでいきますINGの格好の中で、町のあるべき姿勢が示していただけたと思います。平成27年度には本当の大口町のあるべき姿が出ることを私は願っております。

今もありました、今議会に提案されておりますまちづくり基本条例は、その根本になるものだと私は信じております。これが三位一体、いわゆる行政、議会、あるいは一般、NPOの団体が一致団結して向かっていくことが大きな大口町の27年度のあるべき姿だと私は考えます。行政はこれに向かって邁進、努力をしていただくように願いたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、都市計画道路小口線の進捗状況についてお尋ねいたします。

この総合計画の中の道路交通ネットワークに、広域幹線道路へのアクセスを強化し、集落内の通過交通を排除し町内の円滑な道路交通ネットワークの実現するため、都市計画道路を整備するとうたっております。

そこで、都市計画道路の中の1路線であります小口線は北部市街地の中心路線であり、行政の拠点である役場へ通ずる路線であると私は確信しております。健康、福祉の中心である福祉会館、あるいは温水プール等への施設につながる路線であります。現在は、県道斎藤羽黒線、中小口一丁目交差点、通称兼房の前から県道小口岩倉線の下小口三丁目交差点までの間につい

ては、平成16年に供用が開始され、かなりの利用があります。最近は供用開始時に比べ交通量が増してきており、接続されています県道小口岩倉線の交差点では、朝方、通勤車が合流し渋滞が発生します。この渋滞を避けた車両が幅員の狭い生活道路へと流れ、小中学校へ通う子供たち、また付近の生活者の方々が危険にさらされる状態と今現在はなっております。

ところで、下小口三丁目の交差点北側区間が開通した当時から、引き続き交差点より南の区間についても地元として強い整備要望があるとともに、子供たちの通学の安全、地域住民の皆さんの安心を確保する意味でも、この都市計画道路小口線の早期完成は強く望まれるところであります。

つきましては、この小口線に関して3点ほどお伺いいたします。

1点目でございますが、小口線の経緯と進捗状況、地域説明会が昨年ありましたが、その結果等々についてお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） 小口線の未供用区間の経過について御質問をいただきました。

大口町内の都市計画道路は昭和46年に都市計画決定され、順次整備を進めてきております。御質問の都市計画道路小口線は、当初は兼房から役場前につながるルートであったものを、平成13年に、樋田橋を経由し温水プール東側の大口桃花台線までのルートに都市計画変更しております。

全長約2,100メートルのうち、県道小口岩倉線の北側約1,200メートルについては、余野地区は区画整理事業により平成6年に、また小口地区については平成16年に供用開始しております。残る県道小口岩倉線より南側約900メートルにつきましては、北側の供用開始後の交通需要の増加とともに朝夕の渋滞が発生し、お地元からの早期事業化の要望を受けまして、平成19年度に調査測量に入らせていただきました。

その結果、役場前からの道路との交差点や、樋田橋での堤防道路であります町道大口中央幹線との交差点処理、さらには何本もの農道との交差処理等、警察との協議を必要とする箇所が何ヵ所もありました。これまでに2回の県警本部との協議を行っておりますが、警察は当然のことながら安全第一でありまして、付近住民の日常が不便になることや、工事費のことは二の次となります。このことは昨年8月に開催しました関係地主説明会において説明し、用地協力とともに、ある程度の不便さは容認していただくようお願いしてきておりますが、これに対する御意見、御要望もいただきましたので、県警協議の資料とするための詳細な測量や交通量調査等を行ってまいりました。また、今年度は樋田橋の予備設計を予定しております。このような状況でございます。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいまは、今までの現状についてお伺いいたしましたが、お話の中にありました小口線のアクセス道路については地域の要望等があったかと思いますが、地域の要望にはどのように対処されるのですか、お聞きいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） 先ほどの1回目の御回答をいたしましたように、新しく道路をつくる場合などには、道路法に基づき事細かにわたり警察と協議しなくてはなりません。警察からは、安全面の上で万が一のことまで想定して指導がなされます。用地等の御協力をいただく土地権利者を初め、地域の要望にはできるだけおこたえしたいとは思いますが、安全面に対する指導には、未来永劫続く道路のことでするので受け入れざるを得ません。

そうした中で、できないもの、あるいは実現可能なものをしっかりと説明し、地域の皆様の御理解を得た上で事業に取りかかりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今の御説明である程度理解しました。

それでは続きまして、現在完成しております小口線のアクセスについて、さきの説明はわかりました。

私は宮前開発を促進すべきと意見があったと記憶しておりますが、聞くところによりますと、地元では何度も会合が行われ、しばらく凍結になっていると聞いておりますが、その点についてはどんなものでございますか。お願いします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） 宮前の整備についての御質問をいただきました。

小口線の工事が施工されまして、小口線の形が見えてくるにつれ、小口線へのアクセス等を考慮し、宮前地区の一体的な整備が望ましいとのことから、平成14年に区画整理の準備委員会が設立されました。その後、権利者総会や研修会等を何度も開催され、平成16年8月には全員の仮同意書が提出されました。

ところが、その後具体的な計画段階になってから、法に基づく区画整理事業では区域面積が0.6ヘクタールと非常に小さいために減歩率が高く、また保留地の売却見込みが厳しい中でのスタートには不安があるとの意見が出るようになりました。平成18年8月からは凍結状態にあります。この地区につきましては、住民の皆様とコンセンサスをとりながら、早期に解決してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） ただいま都市計画道路小口線についてと、下小口三丁目の北に当たる供用区間の経緯、あるいは宮前開発事業につきまして御回答をいただきました。

交差点から南に当たる未供用区間に対する地元説明会、公安委員会との打ち合わせ、あるいは地元の方の意見、要望等の聞き入れに対する取り組みのお答えをいただき、事業化への検討へ入っていただけると私は信じております。

しかしながら、今の説明の中に、地元の皆さんを初め多くの住民の方たちにとってわかりにくい点があるのではないかと思います。もう少し具体的に、小口線の今後の計画、未供用区間整備に対する予想総事業費は幾らぐらい見込まれておりますか、お聞きいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） 予想されます事業費について御質問いただきました。

全体の事業費につきましては、補償費、それから測量費、設計費、登記費用や用地費、工事費などが必要であります。まだ全体のおおよその金額でございますが、約9億円少々が必要ではないかと予想いたしております。

（6番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6番（酒井廣治君） 今お答えいただきました総事業費、すべての経費等々入れまして9億円というふうなお答えでございますが、非常に今現在の経済状況が厳しい状況でございますが、早期開通させるようにひとつお願いしたいということで、次に、この予定未供用区間、具体的な地権者へのアプローチの予定はどのようにされておりますか。お願いいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） アプローチについての御質問をいただきました。

今年度の樋田橋予備設計でございますが、樋田橋での尾北自然歩道を利用する歩行者の横断をどうするかが問題となっているためです。現状どおりの横断では、新設する小口線の線形、縦断勾配、設計速度からすると非常に危険であるとの警察の指摘があるため、橋の予備設計を行い、どの位置での横断が最も安全であるか等の検討を行い、警察協議の資料とするためです。不便さを少しでも減らしてほしいという地元要望にこたえるための協議もしなくてはなりません。

このように、新設道路については公安委員会との協議を行い、承認を得なくてはなりません。協議の結果によっては、追加の用地買収が必要となる場合もありますので、一日も早く公安協議を調べ、確定させ、地元関係者の御理解を得た上で用地買収に着手したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

(6 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) 地元要求、それから公安等との話し合いが非常に難しいかと思いますが、この小口線にとっては重要な路線であると思いますから、十分地元要望をお入れいただき、なおかつ公安委員会との協議もしっかりとさせていただいて道路をつくっていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に向かいますが、この小口線をつくるに財源等の問題も大きく影響を受けると思います。まだ事業は着手されておりませんが、事業を着手して順調に行っても大体5年で完成すると私は説明会のときに聞いた記憶をしておりますが、現時点の整備スケジュールの予定を、わかる範囲で結構でございますからお願いいたします。

議長 (齊木一三君) 建設部長。

建設部長 (近藤則義君) あくまで予定であります。財源等を考慮しますと、用地買収で3年、工事で3年と見込んでおりますので、着手後6年の事業期間と考えております。

しかし、用地買収につきましては、関係者の皆様の御理解と御協力がいただけましたら、当然のことこの期間が短くなってまいりますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます、回答とさせていただきますと思います。

(6 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) ただいま御回答の中に、用地買収に3年、それから工事に3年と、こうなっております。そうしますと総合計が6年と、こういうことでございますね。

そうしますと、先ほど私が質問しました総合計画の中に、10年計画になりますが、ちょうど今から6年ですと27年度には夢のある小口線ができるというようなふうに理解してよろしゅうございますか。

議長 (齊木一三君) 建設部長。

建設部長 (近藤則義君) 大体予定どおりでいきますと、そのぐらいの時期に完成を見込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) 今お答えいただきましたように、あと6年後には夢のある小口線ができると、こう思っております。

最後になりますが、今、夢と申し上げましたが、夢と希望を与える完成図や完成年度を今掲示していただく気持ちはありませんか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） 完成図だとか完成年度を何かの図面等にしてということでございます。アイデアとしてお伺いいたしまして、考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

（ 6 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6 番（酒井廣治君） よろしくお伺いしたいと思います。

ただいまは詳細な回答をいただき、私なりに理解したつもりであります。今後ともこの6年の間、あるいは着手してから6年間で多くの問題が発生すると予測されます。着実に歩を進めていただき、1年でも早く事業の着手をしていただき、小中学校へ通う子供たち、あるいはまた付近の生活者の方々の危険を除くように、都市計画道路小口線の一刻も早い全線供用開始に向けて御尽力していただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

3番目の質問は、過去最大級とされる国の経済危機対策として、予算の早期執行を促すために都道府県と政令指定都市に対し、公共工事の早期発注を求める要請が出ました。それを受けて、愛知県も本年度発注する道路や河川整備工事を初めとする公共事業の契約を前倒しし、9月までの上半期に全体の80.4%を契約目標とする新聞報道がされました。この目標数字は、昨年度の上半期契約59.8%に対し大幅に上半期シフトを集中させたと受けとめられます。

ところで、大口町の本年度の予算はたくさんございます。土木関係につきましては約10%程度の計画になっておりますが、大口町においてはこのような形態で、景気対策についてどのように考えてみえるかお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） このような経済状況の中で、本町の発注します公共工事についてどのように考えておるかということですが、国・県と同様に、公共工事の前倒し発注ということについて同調しておるところでございます。

（ 6 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 酒井廣治議員。

6 番（酒井廣治君） 大口町の公共工事の発注につきましては、早期にさせていただくようお願いしたいと思いますが、ともに、ことしの予算の中に大型工事があると伺いますが、具体的にどのくらいの大型工事がありますか。ひとつよろしくお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 21年度の予算における大きなものといえますと、土木関係では継続というんですか、繰明になっておりますが、余野の調整池の工事がございます。

さらには、下水道工事におきましては、推進工法による41号、あるいは合瀬川の工事がありますし、建設関係につきましては御承知のように新生大口北小学校の工事等が大きなものでございます。

(6 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 酒井廣治議員。

6 番 (酒井廣治君) 今御説明がありましたんですが、どうしても工事の契約期間というのは先送り、先送りとなります。ここでお願いしておきたいのは、早く工事の入札等々をしていただいて、大口町が活性化に向かうようなお願いをしていきたいということ。それともう一つは、地域経済の回復を目指して、その他の部門においても善処ある対応をお願いしたいと、こう思っております。

これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 (齊木一三君) 会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

(午前 1 1 時 3 0 分)

議長 (齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

宮 田 和 美 君

議長 (齊木一三君) 続いて、宮田和美議員。

5 番 (宮田和美君) 5 番議席の宮田和美でございます。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、町内の安全・安心と緑のカーテンの2点につきましてお伺いします。

初めに、町民の安全・安心についてお尋ねします。

私もそうですが、よく耳にしますこの言葉、本日も何度も聞いた言葉でございます。本当にこの町内での安全・安心が守られているのでしょうか。江南警察署の6月に出された資料によりますと、大口町内の盗難被害は1日に平均1.3件の発生率を示しております。今もどこかで起きているやもしれません。

平成21年4月末現在で大口町内の盗難被害は、住宅侵入が31件、自動車盗難15件、オートバイ盗難が2件、自転車盗難26件、車上ねらい16件、部品ねらい同じく16件等々、町内はこの数字を見る限り、決して安全・安心な町とは言いがたいと思います。また小学校区別に見ましても、大口南校区は昨年比21件の増加、大口北校区におきまして7件の増加、大口西校区につきましては昨年比23件増と、いずれも大きくふえております。

そんな中で、町内の防犯についてお尋ねします。

各地区で防犯パトロール活動が行われていますが、その評価はどのように考えられておりますか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） それではお答えをさせていただきます。

大口町の犯罪件数につきましては、平成16年当時665件であったものが、平成19年には374件にまで減少をしております。これは町民の皆様がみずから地域を守ろうとして立ち上げられましたパトロール団の活動によるところが大変大きいのではないかと考えております。そういった意味では、パトロール団は大口町の安全・安心なまちづくりには欠かせない存在であると考えております。

しかし、平成20年度の犯罪件数は御質問の中にもありましたように、世相を反映して440件と前年に比べ17%増加しております。犯罪の内容を分析してみますと、大口町では自転車盗と事務所荒らしが増加をしておるということであります。このため、これまでの取り組みに加えまして、自転車盗につきましては施錠の習慣づけの啓発を進めるほか、施錠をツーロックにするという取り組み、そういった啓発も進めてまいりたいと考えております。

こうした啓発をより効果的に進めるため、防犯パトロール協議会と協働し、より効果のある取り組みを検討していきたいと考えております。

それから、平成21年に入りまして、先ほど申し上げましたように事務所荒らしが既に16件発生をしておるということで、前年の6件に対しまして3.8倍となっております。町としましては、新たに防犯に関する事業所とのネットワークを組み立てていきたいなど。そのネットワークの中で犯罪情報を流すとともに、夜間や休日など、可能な限り事務所内に現金などを保管しないような、そういった具体的なアドバイスもしていきたいなど考えておりますので、よろしくお願いたします。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 今お聞きしましたように、本当にこれはふえておるというのは事実でございます。

町としても、各地区の皆様方と一体となって取り組むべき時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。各区の皆様方にお任せしてありますというようなこともいいかもしれませんが、やはりこれは一月に1回、あるいは二月に1回ぐらい、町の職員さんも一緒になって区民の皆さんとパトロールをするということではできないでしょうか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 現在、町内の職員におきましても、地元のパトロール隊に入ってパトロール活動をしておるといふ職員がおります。

犯罪のないまちづくりをという課題につきましては、先ほど申し上げましたように、行政も大変重要な課題の一つというふうにとらえております。また、職員につきましても、当然、安全の確保というのみずからの安全の確保にもつながるといふことになりますので、非常に大事な問題であるといふことになるかと思ひます。

そういった中で、当然のように、職員であればパトロール隊に入って活動しろといふことではなくて、さまざまな団体と十分な意見交換を行う中で、役割分担をしながら、犯罪の発生状況に合わせた新しい取り組みを視野に入れて、防犯対策に取り組んでいきたいなといふことでもあります。

したがいまして、職員がパトロール隊に入って活動するといふのも、当然のこととして行うのではなくて、必要であればそういう活動も選択の中にあるといふことにならうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（ 5 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5 番（宮田和美君） 今そういうお言葉をいただいたんですけれども、今言いましたように町の職員だから行けといふことじゃなくして、月に1回、あるいは二月に1回ぐらい、町の役場の職員も来てパトロールするぞといふようなことは、区民の皆さんにとってみれば、役場の職員も来ておってくれるかといふようなことで、これが町と区民の一体化といふような、一体感を持ってこういったところに取り組むべき姿勢を示していただければ、なおさら区民の皆様も安心してそういったパトロールだとか、皆さんの活動も見ていただけるんじゃないかなあと、そういうふうにお考えしておりましたので、今そんなような御質問をさせていただきました。強制的といふことではございませんので、その点は御理解願ひたいと思ひます。

続きまして、夜と昼との防犯についてお尋ねします。

ただいま言いましたように、江南警察署から出された件数で、大口町の件数、また隣の扶桑町も、6月10日に出された犬山警察署の資料を見ましても、全体的にとにかく犯罪が増加しておりますといふようなことでございます。また、愛知県全体でも5万件がふえておるといふようなことで、これは全体のパーセンテージで言いますと6%の増加になっているといふようなことで、とにかく景気が悪いこの時期でございますので、本当に防犯に対しての皆様方の目、町民の目でパトロールするといふのが非常に大切かなあといふふうにお思ひしております。

町内での事件が今後も増加傾向をたどるといふのは、十分皆様方も予測されることと思ひます。昼と夜との防犯対策は、どのような対策がとられていますか。抽象的な質問にはなるかと

と思いますが、もし現在取り組まれているものがあればお聞かせ願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 昼間の防犯対策としましては、登下校時の小中学生に対する不審な行為の情報が多く寄せられていますので、通学路に不審者のあらわれにくい環境をつくることが肝要かと考えております。

一つには、雑草、樹木等の環境の整備。もう一つは、地域住民と行政が一体となった人の目による安全確保であると考えております。学校、PTA、校区の「あんしんパトロール団」とともに、こうした観点から防犯対策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、夜間の犯罪につきましては、特に侵入盗が多く発生しておりますので、町のパトロール車による巡回の強化、あるいは警察車両によるパトロールを強化するとともに、侵入盗対策についての取り組みを地域安全パトロール協議会の皆様とともに検討して実施をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 今もおっしゃっていただきました。とにかくこの町内で出ていると。先回も痴漢騒動がありましたけれども、今私が昼と夜との比較はどうですかというお尋ねをしたんですけれども、夜非常に暗いから明るくせよというのは、我々が一般言うことでございます。しかしながら、現在の状況を見てみますと、じゃあ明るくしたら防犯対策になるかといいますと、必ずしもそうではない。先日のように、真っ昼間にも出るんだから、明るくしたら犯罪はなくなりますよということではないんですけれども、やはり暗いよりか明るい方がいいというふうに思っております。だからそういったようなことで、できるだけ明るく、皆さんの目で子供たちを、あるいは町民を守っていききたいなというふうに思っております。

そして、町民の目が一番という防犯。これは特に五条川の堤防など、多くの方がジョギングされております、非常に朝も早くから。だから、ジョギングされる方も本当に協力をしていただくというようなことが重要視されるのではなからうかなあと。

そこで、防犯パトロールと同じように、協力していただける人には何か帽子でも、あるいは腕章でも、とにかく貸与していただいて、ジョギングをしながらパトロールをするだとか、あるいは散歩しながらパトロールをするだとかいうようなことで、本当に町民が皆さんと一緒になってこういった問題に取り組んでいますよといった運動も必要だと思っております。その点はいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 今御指摘をいただきました、ジョギングをされる方、あるいはウォーキングをされる方について、その方の目で安心・安全を確認していただくと、確保していただくというような御提案ですけれども、これにつきましては検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（ 5 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5 番（宮田和美君） 次に、通学路の安全について御質問させていただきます。

先ほどもちょっとお答えが出ておりましたんですけれども、特に北校区についてお尋ねします。

先日、41号線の下をくぐるトンネルで痴漢が出ました。幸い事件になることなく過ぎましたが、私が以前にも問題提起しましたが、この場所は恐らく町内でも一番の危険な場所ではないかというふうに思っております。本当に何度も、今までこの場所のことで御質問させていただきましたんですけれども、大きな事件が起きないがために特別対策もされておられません。現在も蛍光灯が3本切れたままというようなことで、これは区長さんの方からも、1週間も10日も前に、恐らくこちらの担当の方に連絡があったと思います。けさ見てきても、まだそのまま、トンネルの中の蛍光灯3本は切れたままでございます。

だから、問題提起されたらできるだけ早く対応していただいて、こういった現実を本当に見て、このままでいいだろうかといったようなことを考えないかん時期に来ていると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 通学路の安全の質問であります。

通学路の安全ということは、交通事故の巻き添えになること、さらには治安面で幼い子供たちが巻き添えになる、この二つが大きな論点になるかと思います。

そこで、子ども教育委員会といたしましては、通学時における安全としまして、まず安全パトロール協議会を中心としたPTAの活動、さらには民生・児童委員、さらには老人クラブ等の方々をお願いをして人の目で子供たちを見守る。それが一番子どもはこの効果があらわれるのではないかなあというふうに考えて、今現在実施をしているところであります。

まず治安面からの安全の確保ということが一番の問題になるかと思います。これにつきましては、子ども110番の家を子供たちに学校を通じて十分知らせてあります。そんな中で、そうした状況が起こればすぐそこへ駆け込むようにというようなチラシ等も配布をしているところであります。

それから通学路の点検、集団での登下校などの児童・生徒への指導、これは学校におきまし

て徹底的に子供たちに教えているところであります。しかし、子供たちも友達と帰るときに夢中になって忘れてしまうことがありますので、そうしたことも反復をすることで子供の頭の中に危機感を植えつけられるのではないかなあと、そんなことで学校、教育委員会が一丸となって取り組んでいるところであります。

それから、行政、住民が一体となって安全・安心のまちづくりのために、さらにこうした子供たちを安全に学校へ通学させるためにも、私ども、以前議員から御質問がありましたように、機械の目、一つは手法であります。機械の目と申しますと、テレビカメラの設置をするということも一つはあります。しかしそれよりも地域の住民たち、さらにはそうした関係者が危険な箇所を知っていただいて、そこで御理解をいただいて、子供たちに目を向けていただく施策こそが真の子供たちを守っていく安全な学校への登校につながっていくのではないかなあというように考えております。

それから通学路につきましては、毎年学校を通じまして環境整備の要望を取りまとめております。それが大体8月ぐらいには出てまいりまして、学校の先生、さらには父兄の方、江南警察、それに私ども行政側の町民安全課、さらには建設分野とともに現場へ行きまして、対処方法を考えて、やれるところからそうした整備を行っているところであります。

危険な箇所は、先ほど御質問にありましたように、死角が一番問題になります。その死角を取り除くことによって多くの人の目が行き届くことが大事であります。先般も、環境課の方をお願いを申し上げまして、桜の枝打ちをさせていただいたところであります。それから防護さく等が老朽化をして腐り、それでまた転落につながらないように、建設の方にもお願いをして安全確保を努めていきたいというように思っております。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 先ほど尾北自然歩道と41号線の隧道における蛍光灯3本が切れおるといふことで御指摘をいただきました。

これにつきましては、連絡をいただきまして対応しまして、あすまでに取りかえができるというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 蛍光灯の件は、あすというようなことで御返答いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの言葉の中で、地域の皆様方に子供が駆け込むよという子ども110番の家というお言葉が出ておりましたけれども、私が今の質問をしておりますところの荒井堰から特にラ・モーナまでの間で、逃げ込むようなうちは1軒もありません。だから、今普通の地元に入ればそ

ういう110番の家、実際に私も目にしますけれども、とにかくあそこの約1キロぐらいというのが何もない。逃げるといったって逃げれえせん。川の中へ飛び込めば死ぬかもしれんもんだから、そういうこともできんだろうというようなことで、だから余計心配しておって、こんな質問をさせていただくんです。

先ほども地域協働部長さんのお話にありましたように、除草しますというようなことをお話しいただいたんですけれども、河北地区の皆様方、特に総代さん初め役員さん、4月からもう2回、通学路の除草はさせていただきました。見ていただければわかると思います。また、名鉄運輸さんですか、あそこにも行きまして、通学路はこういうふうだからというようなことで、私も行ってお願いをしておきました。そうしたら名鉄運輸さんも、昨年もお願いしまして、実際にことし行ったときには、予算も取ってございますのであとしばらくお待ちくださいという返事をいただきまして、待っていたら1週間足らずできれいに刈って、本当に見通しのいい通学路になったというふうに私は感じております。

先ほども生涯教育部長さんの方からもお話がございましたけれども、桜の木、特に2メートルから下の方は枝が出ておるから切って、とにかく見通しをよくしてというようなお願いもさせていただいたら、それも早速実施していただいたというようなことで、みんなでやろうと思えば、やれることは必ず早目にやっていただくというのがやっぱり地域の皆さんのためになることだと思いますので、今後ともそのように前向きにいろんな問題に取り組んでいていただきたいと思っております。ぜひ本当に実現に向けて前向きに取り組んでいただきますよう期待しておきます。

続きまして、町内の不審者の出没について。

今同じような話になるとは思いますけれども、実際に事件にはならない不審者の出没、これは事件として報告されている何倍もあると思います。痴漢だとか、神社のさい銭泥棒だとか、変質者、自転車の盗難、乗り捨て等々、本当に物騒な時代になったものです。何回も言いますように、前向きにこうした地域の安心・安全、お願いしたいと思っております。

続きまして、こういった町内の問題があるように、話が若干ずれますけれども、各部、各課で、自分たちの課はこうしたものに取り組んでいるんだよと、私たちの部はこうした問題を今重点的に取り組んでいるよというようなことで、皆様方に問題提起をさせていただきまして、部課長会議等で発表すれば、あるいは発表されているかとは思いますが、他の部でどんな取り組みがされているかというようなことも部課長会でいろいろ問題が出て、あれんたちはこうやっておるよ、これんたちはこうやっておるよ、こういう問題に取り組んでいるよというようなお話も出るかと思っております。

全職員が本当に一緒になってやれば、そういった席で問題提起されれば、町長もみんなが何

を考えておるんだと、あれんたちの部はこういうものに取り組んでおるかといったようなことがわかるんじゃないだろうか。町長がそういう情報をつかんでいただければ、町民の皆様の安全とか、あるいはいろんな政策面でも、もっともっと対応ができるんじゃないかなあというふうに思っております。

各部、各課単位で、こうした取り組みというのは不可能でしょうか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） その安全・安心について、各課、各部……。

5番（宮田和美君） ごめんなさい。だからちょっと質問が、わかりませんけれども、いろいろ今大口町内で問題になっているところがあれば、部課長会でお話をして、おれんところはこういう問題だぞ、うちはこういう問題があるぞといったようなことでいいと思います。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） この間、皆様御承知のことと思いますけれども、行政経営計画書というものを作成しまして、課の課題、あるいは部の課題を明確にして、その課題をどう解決していくのかという取り組みを年度の目標に掲げて、その解決のために取り組むと、そういう仕事の仕方、事務の仕方を現在目指しておると。これは全課にわたってそういうことをしていこうということで行っております。

そうしたことが定着をして軌道に乗るということになれば、その課の取り組んでおる課題、あるいはその課題についてどこまで達成をするのだというような達成目標等が紙ベースで明らかにされていきますので、そういったことが全課に、それぞれ各課の取り組みが周知をされていくというようなこと。あるいは町民の皆様にもそういったものが周知できていくというような状況になっていくのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） ありがとうございます。

とにかくみんなで守っていかないとということでございます。期待しておりますので、前向きに取り組んでいただけたらいいかと思います。

最後になりますけれども、緑のカーテンの設置についてお尋ねします。

昨年、他の市町でも取り組まれておりまして、とても話題になっております。今本当に地球の温暖化については、今さら言うまでもなく大変大きな問題になっている。そんな今、ほんの小さなことですが、役場でも取り組んだらどうでしょうか。緑のカーテンと言われている、アサガオだかとヘチマだとか、ヒョウタンだとかゴーヤなど、いろいろなつる草がありますけれども、そんなようなお考えはないでしょうか、お聞かせください。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 緑のカーテンの設置の御質問にお答えをさせていただきます。

一般家庭における冷暖房によるCO₂の排出量につきましては、家庭から排出されるCO₂全体のおよそ15%を占めており、これらの抑制のため、御質問の緑のカーテンの設置、あるいは打ち水大作戦などが各地で行われていると言われております。

緑のカーテンを設置することにより室内温度で最大摂氏1度、壁面温度で最大摂氏5.5度を下げることができると言われており、本町におきましても、保育園あるいは温水プールで既に緑のカーテンを実施しております。お手元の方に写真をお配りさせていただいております。このようになっております。

それで、御指摘の、庁舎においても6月から実はクールビズを実施しておりますして、室内温度を28度に設定することでCO₂発生の抑制に努めておるという状況の中で、庁舎におきましても緑のカーテンを設置することでより一層CO₂発生の抑制に努めていきたいと考えておりますので、ことしの実施を目指して頑張っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 本当に昨年の夏を見ましても、南側はみんなカーテンを閉めて、いかにも暑そうというような感じがしました。

そんな折、保育園等で実施していただいておりますというようなことであるならば、やはり町としてもこの役場でやっていただいたらいいかなあと。こういった問題というんですか、実施することは他の小学校でもいろんなところで取り組んでおられるといったようなことが新聞で皆様も目にされたことがあると思います。だから、二番せんじになっておもしろくないという考えもあるかもしれませんが、そうじゃなくして、いいことはまねしようというようなことで取り組んでいただきまして、大口町もこういうものに取り組んでいるよということがみんなにわかっていただけたらいいかなあとと思います。

また、こうして保育園等で取り組んでおっていただけるというようなことになると、これはただ物を植えるということじゃなくして、教育面についても非常にいいんじゃないかなあと。物を育てる喜び、やがて収穫の楽しみ、よいことがあると思います。だから、今お答えをいただいたように、保育園では既に実施しておりますよということでございます。

ちょっと話が変わりますがけれども、これは紫外線の問題等もあります。

だから日陰、保育園なんか特に、もっと大きな写真を見ますとちょっと小さいというようなことで、子供たちが紫外線を浴びるといことはやはり体にもよくない。特に目から紫外線が

入って、肌が黒くなるというようなことは、マウス実験でも実証されているというようなことで、これは愛知県外でございますけれども、保育園児、既にサングラスをかけて登園しているということで、サングラスの着用、ファッションではございません。これはあくまでも保護めがねでございますということで、保育園でサングラスをかけての通園が実施されておるといったようなこともニュースで言うておりました。だから、いろいろな対策がございます。子供のためにも日陰をつくってやっていただいて、もっと子供たちが少しでも安心・安全で暮らせる園であつたらいいと思っております。そうした地球温暖化防止、少しでも参加意識を高めて、何らかの補助を考えてもいいんじゃないかなあというぐらいに私は考えております。

今おっしゃったように、各家庭から出るCO₂が非常に多い。だから我々でも、本当に小さなことです。地球全体から見たら、大口町が全部やっても知れたものだ。しかしながら、そうじゃなくして、小さなことではあるけれども自分たちがやれることはやろうじゃないかというような、前向きに取り組んでいただきまして、この町内、各家庭でグリーンカーテンの運動を展開し、地球温暖化防止に役立てていったらいいんじゃないかと。

そんなものに補助、例えば種だとか、あるいはつるだとか、少しでも補助を出したらいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 二酸化炭素の削減ということで、町としましてもいろんな施策をとっております。

太陽光発電に対しての補助、あるいは可燃ごみを削減するための、16年度対比で平成20年度8%の減量を実現してきたというようなこと、そういった大きないろんな施策の中でCO₂の削減を図ってきておるということであります。

したがいまして、ここで改めて緑のカーテンに対しての補助については、現在のところ検討はしておりませんので御理解をいただきたいと思えます。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） いいことはいいよということでございますので、そんな小さなことでも前向きに取り組んでいただけることを期待しまして、私の質問を終わります。

柘 植 満 君

議長（齊木一三君） 続いて、柘植満議員。

3番（柘植 満君） 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い2点質問させていただきます。

緑のカーテンにつきましては、先ほど御質問がございましたので、クールアースデーの取り組みについてお尋ねをいたします。

地球温暖化対策につきましては、チームマイナス6%の取り組みにつきまして、昨年質問させていただきましたが、環境省では2003年度より、温暖化防止のため企業や家庭のライトダウンキャンペーンが実施をされています。6月21日から7月7日までということで、洞爺湖サミットを契機に、毎年7月7日をクールアースデーとして、夜8時から10時までライトダウンを行い、地球環境の大切さを国民全体で再確認して、そして家庭や職場における取り組みを推進していく日というふうにされております。

近隣市町では昨年度から取り組まれておりますけれども、本町ではどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（齊木一三君） 地域協働部長。

地域協働部長（大森 滋君） 御質問のクールアースデーにつきましては、環境省が2003年より地球温暖化防止のためライトアップ施設の消灯を呼びかける「CO₂削減 ライトダウンキャンペーン」として実施をしておるといふふうに聞いております。

これにつきましては、ライトアップになれた日常生活の中で、電気を消すことでいかに照明を使用しているのかを実感し、地球温暖化問題について考えていただくことを目的にしたキャンペーンイベントであるということで、毎年7月7日を「セタライトダウン」として、午後8時から午後10時までの2時間、全国のライトアップ施設等の照明を消すことを呼びかけるものであります。

町といたしましても、本年度から庁舎内の電気及び街灯を消灯することに取り組んでまいりたいと考えております。また、家庭でもできる身近な地球温暖化防止の取り組みとして御協力をお願いするもので、7月の広報において啓発記事を掲載させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ぜひそういった啓発等も行っていただいで、みんなでとにかく地球温暖化対策につきましては、細かなところから意識を高めていきたいというふうに思いますので、7月の広報等よろしくお願ひをしたいと思います。

それから、以前のチームマイナス6%の取り組みのときの質問に、職員さんのノーカーデーをされてはどうかというふうにも提案させていただきましたけれども、電気を暗くするだけではなくて、この7月7日はなるべくノーカーデーにして、巡回バスやら自転車やら、いろいろ工夫をしながら、そういった日を決めてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 直接的な要因は違いますけれども、以前ガソリンが非常に高騰した時期がございまして、そのときから職員の出勤の状況を見てみますと、かなり自転車を利用して、あるいは健康管理のためという職員もおるかもわかりませんが、自転車を利用して、さらには徒歩で、現在もう既にずうっと通っておる職員もおるわけですけれども、今この場で「はい」というような御返事はできかねますけれども、一度今の経営会議の中でも各部長さん方と協議、検討してみたいというふうに思います。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3 番（柘植 満君） ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、文部省の取り組みとして、各省庁の中でクールアースデーの取り組みが行われておりますけれども、全国の学校にクールアースデーを周知というふうにございますが、学校ではどのような対応をされているのでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 今、学校では考えておりません。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3 番（柘植 満君） 全国の学校に周知をされているというふうなことは、御存じでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 承知しております。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3 番（柘植 満君） そうですね。そうしたらやはりいろんな中で、教育の中でも何かいろいろとそういった取り組みを指導、対応を御検討していただきたいというふうに思います。

ともかく、先ほどから広報で皆さんにも周知をしていただくというふうにおっしゃいました。このライトダウンキャンペーンの実績というものが出ておりまして、去年は7万6,395カ所の施設が参加をされて、122万548キロワットの電力が削減されたということでございます。これは約3万世帯の1日分の消費電力に相当するということがありまして、本当に一人ひとりの意識が大切だということを痛感しております。

そういった意味からも、本当に国民みんなで地球環境を考えるということで、今後ともそれぞれの家庭だけではなくて、一般企業の参加も声をかけていただきながらこういった取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、芝生の公共施設の整備についてお尋ねをいたします。

近年、校庭の芝生化が進んでおります。文部科学省としても、次のような芝生化の効果を上げて、整備推進を図っているところでございます。

まず教育上の効果としましては、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性と多様性をもたらすということで、転んでも痛くないということがございます。環境教育の生きた材料として活用ができると。

また、環境保全上の効果につきましては、強風時における砂じんの飛散防止、運動場なんかは特に毎年感じておりますけれども、そういった防止。そして、雨が降ったときの土砂の流出防止。そしてまた、夏には照り返しとして気温上昇の抑制、また地域のスポーツ活動の活発化として、とにかく幼児から高齢者までのさまざまなスポーツを安全かつ快適に実施ができるということでございますが、しかしながら、この芝生化は高コストで維持管理も大変だということで足踏みする自治体も少なくなく、校庭の芝生化は全国の公立小中、高校の約3万6,000校の4%にとどまっているというのが現状でございます。

こうした中、コストの問題を解消する芝生化の手法が注目を集めているところであります。通称「鳥取方式」と呼ばれるもので、この苗代の材料費が特に安く、特別な土壌改良も必要がないということで、低コストで施工が可能であります。維持管理も簡単で、維持費がとにかく安いということで、ポット苗移植法ということでありますけれども、これを採用して芝生化を進める自治体も出てまいりました。

まず鳥取方式について、どのようなものを御説明願います。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長（近藤則義君） まず最初に、お手元に参考資料ということで、現在芝生が張られております公共施設の写真を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず鳥取方式の内容はということでございますが、御質問いただきました鳥取方式というものは、正式にはポット苗移植法というのが正式でございまして、ニュージーランド出身のニール・スミスさんという方が提案されたものでございまして、今までなかった芝生化のことをいいます。

特徴といたしましては、日本でポピュラーなコウライシバを使用するのではなくて、パミューダグラス系の、通常「ティフトン」と呼ばれる芝を使用することでございます。植えつけの方法については、従来の全面に植えつける方法ではなくて、1メートル間隔でティフトンのポット苗を植え、成長させることで芝生化するというものでございます。成長もかなり早く、約3ヵ月から4ヵ月ほどで全面に広がります。全面に芝を植えるわけではございませんのでかな

りのコストが抑えられ、芝生化ができると言われておりますのがこの方式の最大の特徴であるようでございます。以上でございます。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) ありがとうございます。

これはニュージーランドから鳥取市にやってこられたニール・スミスさん、この方が日本に来て驚いたこと、これは何かと申しますと、日本の校庭、そして運動場が土であること。これに大変違和感を持たれて、本当に日本の運動場や校庭は日本の砂漠であるということで、そして、ニュージーランドでは校庭やグラウンドは芝生が張っていないというところはないそうですね。それで何とか、子供たちがしっかりと運動しながら安心して遊ぶ権利を奪っている今の日本の状況の中で、安心して走り回れるように何とかしたいというところから始まったのが鳥取方式でございます。

先ほども説明をいただきましたけれども、本当に簡単で、しかもお金がかからないというのが鳥取方式なんですね。だから、従来の方法がマット状の芝を敷き詰めますと5,000円から1万円ほどかかるのに対しまして、これだと100円程度で済みます。しかも、管理の作業が水やり、芝刈り、芝刈りがちょっと回数が多いんですけども、そして肥料をやるだけ。専門業者に任せなくても、普通の人でも行うことが可能であるということで、今いろんな学校とか保育園とか、そういうところから広がりがあるところでございます。従来の方法でいうその大きな違いですね。そしてまた除草剤や農薬を一切使用しないということで、環境上も大変安心ということで、この鳥取方式が今広まっていることでもあります。

例えば、鳥取市は昨年度、園庭芝生化事業として市内二つの保育園が鳥取方式による芝生化をモデル事業として実施されました。また公園、そして広場、いろんなところにはだして遊べる公園づくりにも取り組む。そして5ヵ所の公園の芝生化を行ってこられたというふうで、鳥取市だけではなくて、境港市は昨年度は小学校の芝生化を実施された。また兵庫県とかいろんなところでも小学校、そして五つの幼稚園で、モデル化でこれを実施されたというふうな状況でございます。鳥取市としましては、平成24年度までに55公園で実施をする予定を立てられております。

偶然ですけれども、春日井市でも6日土曜日の篠木小学校の校舎前のちびっ子広場、このサブグラウンドの芝生の芝植えが行われました。NHKの朝のテレビでそれが紹介をされていたので、近くでしたので問い合わせをして資料をいただきました。その広場は大体700平米で、そして苗と芝刈り機を購入して、そしてスプリンクラーの設置費用、全部含めまして大体150万でできたということでございます。それは住民の皆さん、地域の方たち、学校区内の

方たちが本当に大々的に集まっていたというふうにお聞きしましたがけれども、そういった形で芝植えをされました。芝生が大きくなるのがとても楽しみだということで、そこに参加された方たちはすごく楽しんで植えられたということでもあります。

芝生で走り回れる、このはだしの教育につきまして、まず教育長さんの、どういうふうに見えるのか御感想を伺いたいと思います。

議長（齊木一三君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） はだしの教育、全国で幾つかの学校、あるいは幼稚園、保育園でなされているのではないかなあということを思います。

実は私も、昭和時代であります、昭和55年から昭和63年まで大口北小学校でお世話になっておりました。そのときに、はだしの教育をしておりました。そして、その時代であります、校庭に青々とした芝が生えておりました。プールの北側のところにおよそ5メートル幅で東西に伸びたところ、それからトラックの周辺でございます。

確かに緑がきれいになったときは、環境としては大変気持ちがよくて、私も当初、小学校5年生が担任でしたので、体育の時間の、ある時期であります、子供たちを芝生のところに連れて行ってはだしで体育をさせたことがありまして、はだしというのは実に気持ちがいいなあ、そんなことを思ったことがございます。

このはだしの教育を進めたというのはどうしてかといいますと、当時、私の前から進められておまして、土踏まずの形成に役立つのではないかと、そんなことで長く研究が続けられておりました。そして、私もその一員として、子供たちの土踏まずがはだしによって形成されるのかどうかということ、特殊な方法で測定をしたことがありました。しかし、いかんせん、はっきりとそれを確証づけるような結論には至らなかったという経験がございます。

芝生が大変気持ちがいいということは事実であります。しかし、デメリットとしましては、どうしても芝生を養生しなければならない期間があるということでございます。その期間は、子供たちにそこに入らないように、そこには絶対に入らない、そういうことが大変教育的な面ではデメリットではなかったかなあということを思っております。

それから、急な質問ですので、はだしがどうのこうのということではありますが、ちょうどスパルタのような強い子供を育てるということでは私も共感を覚えることではありますが、それでも冬の寒さのときに、子供たちが鉄棒の上でちょうどスズメが電線にとまっているような形で震えている姿を見まして、これはいつもいつもはだしでもだめだなあ、そんなことを思ったときがございます。

回答になったかどうかはわかりませんが、以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

そうですね。今デメリットのお話をされました。その期間は使えない。ところが、この鳥取方式は、植えて、もう次の日から踏みつけて遊んでいいんですね。そういったところが今回の大きな違いだということでございます。

保育園に関しては、もっと子供たちが外で走って遊んでということでもありますので、保育園についてのほだしの教育についての御感想をお尋ねしたいと思います。こども課長さんは、きょうはお見えになりませんか。福祉部長さんですね、すみません、お願いします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 保育園ではほだし、そういったことでございますけれども、具体的にそういったことへの取り組みをしておるかどうかというのはちょっと把握しておりませんが、ほだしというのは、これは教育長さんと同じような、自分の体験の中でとらえてみますと、ほだしで動く、確かに芝生の上は気持ちがいいかと思えますけれども、本当に足を強くする、さらにはそういったところで考えれば、逆に私は土、さらには砂、そういった部分での考え方がいいのかと思う部分もあります。以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

まず何で芝生なのかといいますと、先ほどニールさんのお話の中で、走り回れないという原因の一つに、転んだらけがをするというところが大変大きいんですね。芝生だと、転んでもそれこそ軽いかすり傷で済んでしまうということで、思い切り走れるという部分がございます。こういうことをお聞きしましたのは、本当にこの鳥取方式の違いをしっかりとわかっていただきたいので、まずお尋ねをさせていただきました。

この芝生化のメリットは、子供たちの遊び場になると今言いました。そして、クッションとなって転んでもけがをしない。砂ぼこりを静める、ヒートアイランド現象を緩和するということでございますけれども、今お話を聞きますと、とにかく皆さんがあまりまだわかっていただいていないと思いますので、きのう、突然でしたけれども、東海市に視察に行っていました。

それは東海市がニール・スミスさんを鳥取からお招きされて、そして芝植えを6月6日に大々的に行われました。そこにはたくさんの市町から教育長さん、教育部長さん、スポーツ団体の方々、そういう方が今話題の芝生ということで大勢視察に来られていたそうです。そのことをお聞きしましたので、何とか次、またどこかでやられないかというふうに思っております。

たら、きのうまた別な保育園で芝植えが行われましたので、視察に行ってみりました。

本当に簡単なもんです。50センチ四方の幅に、碁盤目のようにまず筋を入れていただいて、準備だけしていただきました。そうしましたら、これを預かってきましたけれども、その角のところにスコップでただ掘るだけなんですね。掘ってこれを植えて、そして上から踏みつけると。これだけで芝植えが終わります。保育園ですので、保育園の親の会の皆さん、そして老人クラブの皆さん、子供たちが一緒になって、そして楽しく植えてきました。どれぐらいの広さかといいますと、ちょうど中保育園の運動場と同じぐらいのところでありました。富木島保育園というところでございますが、1,300平方メートル、30分で済みましたね、その線だけ引いてありましたので。そして、お尋ねをいたしましたら、その真ん中にスプリンクラーが4基設置をされて、工事もう済んでありまして、そしてその芝刈り機も含めまして、もちろん電動芝刈り機ですけれども、スプリンクラーと苗、全部含めまして100万弱の予算で行うことができたということでした。

まず心配なところで、人は集まるでしょうかねということが一番皆さんの気になるところでありましたけれども、「いやあ、人は必ず集まります」と言われました。本当にたくさんの方たちが、150人ぐらいの方たちが来ていただいておりましたけれども、それを上手にみんなで楽しくやったということでもありますけれども、今まで保育園の草むしりをやっていますね、大体どこの保育園でも親の会の皆さんが。その草むしりをこの芝刈りに変えるというふうにおっしゃっていました。そして、いろんな会合のときとかにも簡単にできるので、そういういろんなものも皆さんにやっていただくというふうにおっしゃっていました。

一番大事なことは、この芝生を植えた学校と、そしてそうでないところ。そこは保育園でしたけれども、鳥取からニールさんが説明を、いろいろ講演をしていただいたときのお話ですけれども、2キロ離れたところに芝生がある保育園と芝生がない保育園がありますけれども、芝生を張って皆さんが遊んだところはインフルエンザにかからなかったということで、インフルエンザに10人以上かかった園に対しまして、芝生のところは本当に1人が2人しかかからなかったと、そういうふうなお話を伺いました。

そして、大きなもう一つのポイントは親指の刺激。芝生の中で踏ん張るので親指の刺激になる。今いろんな問題が言われております。教育の、今子供の現場では、体力が落ちている。体力の低下を指摘されておりますけれども、そういった意味では体力がつくということでお話がありました。

で、この苗ですけれども、1株20円です。だから本当に100円以内で済むというのがわかっていただいたというふうに思います。この芝生は生育が非常に早いということがポイントであります。きのう植えつけをしましたけれども、もう二、三ヶ月で全面が緑になるというふうに

おっしゃっていました。多分、皆さんが一番言われる、じゃあその芝刈り、だれがするんだということだと思っんですけれども、本当に芝生の生育にあわせて週1回程度芝刈りをすればいいということと、それから月1回の肥料散布、そして9月の中ごろには1回全面に冬の種をまくというものでございます。

今いろいろお話をさせていただきましたけれども、この芝生を植えることに対しましてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 御指名をいただきました。

今のバミューダ芝ですね、非常に経費はかからなくて生育も早いということで、既に私も理解はしております。

されど、週に一度の芝を刈るというのは大変な話なんですね。これは小牧市でも既に芝を3小学校に入れております。それは小牧市が学校との、地域と支援を結んだ中でつくられていますので、そうした芝刈りが可能であるということから小牧市は採用しております。

今、大口町も大口中学校を起点としまして、学校支援ということで環境のボランティア、教育のボランティア、さまざまな学校支援を展開しているところであります。そこで、環境ボランティアの登録人数、全体では45名ばかりお見えになりますが、環境といいますか清掃活動の登録は10名足らずです。ボランティアというのは、自分の自由の時間に、自分がやりたいときにやるというもので、何月何日、1週間一度必ず刈ってくださいということになりますと、ボランティアではなくなってしまうということの問題を一つ抱えております。そういうことを私ども、これから学校支援の本部の中で作り上げて後、そうした芝を管理できるものなら取り入れていきたい。

そこで、その芝というのは単に学校の子供たちのけが、それから砂じん防止、そういうことを考えるだけではなくて、次のそのグラウンドを利用して地域の人たちと学校がどう結びあって、その地域を盛り上げていくかということをもまず考えるべきではないかなあと。私は芝だけを考えてやるなら、いつでもやれます。しかし、維持管理の中で、地域が学校を盛り上げていく。そこで地域の活動をする。小学校区で盆踊りをする。そうした事業の活動があって初めて芝が生きてくるのではないかなあというふうに考えております。

今、議員がおっしゃったように、経費的には十分安いことは私承知しております。平米当たり、バミューダですと100円程度、コウライシバですと平米1,250円です。12倍の違いがあるというのは承知しております。ですから、そういうことを頭に入れて、今後検討し、環境の面から、それから地域の活動の面から考えていきたいなあというふうに考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 最初にお話をしましたけれども、本当にこれは今おっしゃったように、芝だけの話ではないんですね。だから環境、そして地域のコミュニティー、いろんなものを含めてこれをやっていくというところに大きなポイントがございまして、今大口町が考えておられるまちづくり基本条例の中にも、地域と行政がいろんな連携をとって、そしていろんなことを考えたり行ったりしていきたいというところでお考えになっていると思います。

そういった意味からすれば、こういうことがぴったりではないかなというふうに思います。今おっしゃった、環境ボランティアですかね、そういう方たちのお話がございましたけれども、そういうグループに入っているとかが入っていないとかではなくて、例えば学校区、中保育園であれば中保育園の関係の地域の人たちとか親の会の皆さん、そういった方たちに協力をしていただいて、そして老人クラブの方たちにも無理のない程度で、いろんな方たちが自分の地域の中にある保育園だ、そこに孫が行っておると、そういった感じで皆さんが支えていただけるのでここまでいろいろ広がっているのではないかなというふうに思います。

それで、緑のマスタープランもちょっと見てみました。いつもほかの議員が緑のマスタープランはどうなっているんだというお話もございますけれども、先ほどコピーしていただいた公園とか、そういうところの芝生は張ってあります。それは本当に大きな公園とか特別なところですよ。そうではなくて、この緑のマスタープランの中にもございますけれども、「町と町民が一体となって多面的に取り組み、都市公園の整備、そして民有緑地の保全、都市緑化などにより緑を総合的かつ体系的に整備していくところにより、本町の掲げる自然と風土と土地柄をみんなで生かすまちづくり」と、こういうふうにございます。

そうしますと、本当にこういった緑のマスタープラン、そして大口町のまちづくり基本条例、こういったものはただつくるだけではなくて、本当にそこへ住民と一緒に理解をしていただいて、住民と一緒にそれに取り組むという姿勢が大事なのではないかなというふうに思います。なので、こういったところの環境重視の視点からも、そして緑のマスタープラン推進をするためにも、町長が推進されているコミュニティーの再興の上からも大変なプラスになるというふうに思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 柘植満議員からは、低炭素社会をつくるといったことでまちづくりを進めていく、そんなお話を、熱意を持って伺いました。共感をする部分も大変多くあります。

今後、生涯教育部、あるいは健康福祉部の方で、こういった問題を中心にまた検討をしていくということは各部長も心得ておると思います。また、まちづくりに対応していく環境建設部

の部長、あるいは地域協働部、こういったものも皆一斉にこのことについては考えておりますし、この質問に対して、経営会議で各部長がそろって検討をしてくれました。これに対しては、当面検討をしていきたいと。とりあえず検討の段階であると、こういうことで意見がまとまっておりますので、このことに対しては十分に検討しながら今後も進めていきたいと、こういうふうに思います。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) ありがとうございます。

一度鳥取方式を、鳥取に一遍視察に行かれて、直接いろんなお話を、メリット・デメリットいろいろあるかもしれませんが、行っていただきたいというふうに思います。本当に大きな効果が期待できるというふうに私も感じておりますので、この大町町の一大ムーブメントを起こして、そして芝生化をぜひ推進して行っていただきたい。そして、今後ともこういったまちづくりの基本条例の中にもございますように、何度も言いますけれども、とにかく地域とのコミュニティがその中で一緒に図れればいいなあというのが一番の大きな願いでありますので、すべていろんな面でプラスになるのではないかなというふうに感じております。ぜひ御検討を前向きにお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 (齊木一三君) 会議の途中ですが、2時55分まで休憩といたします。

(午後 2 時 4 3 分)

議長 (齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2 時 5 5 分)

吉 田 正 君

議長 (齊木一三君) 続きまして、吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) それでは、議長さんの御指名がございましたので、質問を始めさせていただきます。

まず第1点目、介護保険制度の改善と介護労働者の処遇改善を求めるべきという1点目の大きい項目です。

まず1、大町町議会は全会一致で介護保険制度の改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書を3月議会で可決しました。これは介護保険制度に対する不満の声を肌で感じているからこそ、全会一致で可決されたのだと確信をしております。また、町の方でも介護保険料の区分を

7段階から9段階に変更し、基準額を据え置きにしましたが、そうしたことも住民の声がそのようにさせたのではないかと私は考えております。

住民の声について、酒井町長はどのように見聞きをし、感想をお持ちでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、回答をさせていただきたいと思います。

平成12年度から開始されました介護保険制度は、これまでの社会保障制度と違い、市町村独自の施策を行うこともできます。こうした独自の施策には、財源負担、施策の正否に対する責任が伴ってまいります。

大口町は2万人という人口規模を生かして、直接要介護者やその家族の方々の状況の把握、意見を聞く中で、必要な要望にこたえるために、おむつ等の費用や通所系サービスの食事代等の補助を行うなど、在宅介護の推進という目標達成のために必要な独自の特別給付を実施してまいりました。また、この目標達成のための独自施策を展開する中で、住民への負担が少しでも大きくならないよう、介護保険料段階も独自の設定を行って、介護保険制度の適正な運営に努めているところでございます。

今後につきましても、介護保険の運営に関しましては、介護保険制度のルールの中で、住民の方々に対して、どのようなサービスやこういったところにお金をかけていくかなど、適正な介護保険運営のため、十分に御意見を聞きながら住民の信頼にこたえたいと考えております。

議長（齊木一三君） 酒井町長。

町長（酒井 鋈君） 吉田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

介護保険制度の改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書を出していただきました。大変適切な時期に意見書を出していただいたと考えています。

7段階から9段階に、その制度を大口町はしてきたわけであります。過去にも5段階から7段階へとこれの見直しをしてきた。その措置を今回も延長し9段階にしたものであります。

介護制度につきましては、先ほど御案内がありましたように平成12年にスタートしました。大変すばらしい制度だなあと、こういうのが当初の感想でありました。しかしながら、地方分権一括法とともにこの制度も見直しをされてきたと思っています。福祉のありようが、国から地方へ、地域、団体へと、福祉を実施する主体者が変わってきた。公助ではなし、扶助、自助の時代になってきた、こういう中での制度の改善であります。ますます国の責任ではなしに、地方へ責任が来たんだなあと。しかしながら、権限移譲、財源移譲はいまだできておりません。そんな中で、我々は地方分権の時代を迎え、国から権限、財源の移譲を強く求めていきたい、このように考えておるところであります。

この意見書に対しては、大变的を射た時期に実施していただいたと考えております。

(1 番議員挙手)

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 町長さんから丁寧な御感想をいただけたというふうに、私も今聞いていまして感じました。

部長さんの方からは、在宅サービスに対する食事代の補助ですね。これは多分大口町だけの今のところ制度じゃないかなあというふうに思っています。施設サービスだと低所得者の人に対して、住民税非課税世帯だとか、それから収入が80万円未満だとか、そういう段階で給食費の減額制度があるんです、これ、特別養護老人ホームなんかに入所されると。ところが、ショートステイだとかデイサービス、実は在宅サービスでしてね、これは。こうしたところでの給食サービスについては、所得に比例しないんです。これは応益負担という形になっているわけですが、そこをきちんと町の方も見ていただいて給食費の補助制度が、これは愛知県では多分大口町だけだと思いますけれども、よそのまちに誇れるような制度が実は大口町にはあるということなんですね、この介護保険の制度の中には。そういう点でも、私はもっとそうしたこともPRしていただいた方がむしろいいのではないかなあというふうに思います。

それからもう一つは、そういうサービスを適用されるようにしようと思うと、どういうことが必要なのかということになるわけですが、これは所得の申告をきちんとやらないとそういうサービスが適用されないんです。

例えば、所得税がかからない人は、税務署へ行っても、税金の申告の時期で健康文化センター等々でもありますけれども、「あんた、所得税がかからんから、まあ申告やらんでもいいですよ」と言われちゃうんですね。ところが、大体ですけれども、夫婦2人お見えになるような世帯ですと、夫の方が例えば150万とか160万ぐらいの年金をもらってみえる65歳以上の人だと、申告をしないと住民税がかかってきちゃう、そういう人が見えるんですね、たまに。180万だったかな、190万だったかな、ちょっと忘れちゃったけど、そういう人が見えるんですよ。だから、そういう微妙な人たちも見えるものですから、実はせっかく大口町でできたそういうサービスというか、制度を利用しようとする、これはきちんと確定申告だけでなく住民税の申告をしていただくことが必要になってくるんです。だから、ここは本当に、これは国民健康保険でも後期高齢者医療でも実はみんなそうなんですけれども、これは住民税の申告を、かかるかからんは別にして、かからんならなおさらいいわけですね、税金がかからんわけですから。そういう人ほどきちんと申告をしないと、いろんなサービス、例えば軽減を受けるサービスというのは適用がされないということになります。

ですから、そういう意味ではやはりきちんと経営者会議等々で、ここは口酸っぱく繰り返し繰り返しそういった啓発を、税務課当局だけでなく、国保だとか福祉だとか、保育の分野も

多分そうなるんだと思うんですけども、いろんな分野に関連してくるものですから、そういった啓発を、特に庁内の各部局でどういうものが関連してくるのかというのを一度整理していただいて、そういったことを十分にやっていただきたいなあというふうに思います。

これは私の要望にしておきますので、御理解は多分いただけたと思うですよ。

次ですけども、介護保険制度の改善については、まず国庫負担を大幅にふやす。それから保険料や利用料の引き下げを行うべきだと、全会一致の意見書にはあります。先ほども町長のお話でありましたけれども、権限や財源も国の方からきちっといただかないかんだということを書いていただいております。

介護保険の保険料は年金から、これだけなんです、65歳以上の人について、強制的に天引きされて払っている。こういうことなんですけれども、しかし現実には、利用料が払えないからということで、サービスが受けられない、こういう家庭も私はあちらこちらで聞きます。利用料が払えないからといって、サービスが受けられないという家庭はつくってはなりません。これでは保険あって介護なしです。

それから、介護保険が始まって10年を迎えます。先ほど町長が言われたとおりなんです。1999年までは介護費用の50%を国が負担しておったわけですけども、現在、国の負担はどうかというと、施設サービスが20%でしたね。在宅サービスが25%、国が負担しているわけですけども、これを平均してならずと22.8%、要するに国が負担しているわけです。だから、一番負担していた当時と比べると、これは実は2分の1以下に今なっているんです。その分住民に重い負担が押しつけられている、こういうことに実はなるのであります。

国庫負担を大幅に引き上げる、そういう働きかけをするべきだと思うんですけども、先ほど町長から財源もというお話がありましたので、当然、そうした国庫負担の大幅な引き上げは働きかけておられるのでしょうか、どうでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 介護保険制度につきましては、介護問題を個人の問題から社会で支える制度への変更という中で入ってきておりますけれども、先ほど言われました50%負担、これは調べさせていただきました。平成12年当時、介護保険制度がスタートした時点で、介護保険料が半年間は無料で制度を運営してきました。その後1年間は半額で保険料を、そういった中でとらえますと、当然保険者の財源というものはございません。そういった部分で国費50%、県費25%、町費25%、それでまずは保険の運営スタートに入ってしまったかと。これは平成12年当時、大口町が各説明に回ったときの資料を探し出して、ちょうどそういう中で載っておりましたので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

そういった中で、先ほど町長からもありました、意見書については適切な時期という中でご

ざいますけれども、そういった中でも介護保険制度における国費、県費、さらには被保険者、そして第2号保険者、そういった割合は現在と同じく、国が25、県・市町村が12.5、第2号保険者が31%で被保険者が残り19%、そういった基本的な形は変わっておりません。

そういった中で、現在国は、これまでの介護保険制度は普及、定着、サービス量の拡大という方向でまずは進んでまいりました。これからはサービスの中身の充実、さらには今後一層の高齢化にどのように対応していくかということで、まさに第2段階を迎えているということをおっしゃっております。社会保険料の負担そのものが限界に来ていることもあって、財源のあり方も含めて、今後の制度のあり方を議論していく必要があると、こういった意見も出しております。

そういった中で、私どもといたしましては、こういった国の動向を注視しながら、被保険者と身近に接する行政として、介護保険の運営を行っている保険者として、今後も大口町の実情に合った施策を展開していきたいというふうに考えております。以上です。

(1番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 財源をきちんと確保しながら、いろいろ独自の施策も一方で、大口町には大口町に合ったような施策を進めていかなければならないという点では、非常に頭の痛いところだと思うんですけれども、例えば大口町の場合でいくと、さらに言えば在宅で見ること重視していますよね。だから住宅改修については、介護保険の制度でいえば20万円までの補助、その1割負担だから普通は2万円分、20万円分の住宅改修ができるけれども、実質100万円の2分の1の50万円の住宅改修の補助を独自にやっている。これも私はすばらしいことじゃないかなあというふうに思うんですね。しかも、町内の事業所などを頼めば、受領委任払いみたいなこともやっていただけるということもあって、要するに一時期の負担をしなくてもそうした住宅改修もできるという点でいけば、私はそういう点では、大口町のような農村型の大きな古い旧家のようなうちに住んでみえる方にとっては非常にいいことだというふうに思います。

そういう古い家ばっかかなあと思ったらそうじゃないですね。この間の日曜日、近所の人に集まってもらっていろいろお話を伺っていたんですけれども、新しく家を建ててきた人で、自分の親を見るために手すりとかつけたんだそうですけれども、例えばトイレの手すりがいいと思ってつけたら、やっぱり合わなんだというようなことは幾らでもあることなんですね、きちっと見てやったわけではないわけですから。だからそういう意味では、町でいけば今の包括支援センターですか、そういったところ等々、専門家の人たちに相談をしながら、そうした手すりつけにしても、業者の人についてきてもらってやれるという方法はあるわけですので、それは別に古くから住んでみえる人ばっかではなくって、実は新しく越してきた人たちの中にもいるんなことで、今少子化の中で、自分の親もだんなの親も見なくちゃいけないということで、

いろいろ苦慮してみえる家庭が大口町でもふえてきているんですね。

だからそういう意味では、今後とも町の財政も今厳しいかもわからんですけども、しかし財源をきちっと確保する。国庫負担も本当にふやすようなことで十分に働きかけながら、こうしたことも進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、三つ目ですけども、今、介護度というのが分かれていますね。介護度1から5、それから要支援1、2、それから自立、事実上八つですね、自立まで入れてしまえば。自立の場合はサービスを受けられませんが、私はそういう介護度で区別する必要が本当にあるのかというふうに思うわけです。

ここでは、利用制限をやめ、必要なサービスを保障することも大切なことだというふうに書かせてもらいましたけれども、それが一番言いたかったわけですが、お医者さんは必要な医療行為を保険の範囲内で必要なだけ行ってくれます。介護保険は、介護度によってこの利用制限が行われ、十分なサービスが受けられないという声があります。

一方で、家族が介護をするために離職した人は、これは2006年の10月から1年間だけで調査されていますけれども、14万4,800人も離職しているんですね。すごい数ですね。毎年毎年15万人近くの人たちが親の介護等々をするために仕事をやめてみえるんですね。本当にすごいことだというふうに思います。これは介護度によって制限がされて、しかも提供できないサービスも実は介護保険の中にあるということも、前の議会のときでも指摘をさせていただいていますが、例えば24時間型のホームヘルプサービスですね。障害者の人も、それから高齢者の人も同じですよ。夜中に来てもらえるようなサービスが今ないんですね、大口町では。これも本当に自宅で介護してみえる家族の方は、とても安心することができないというふうに思います。そういうことだからこそ、もう仕事はやっておれんと、疲れ切ってしまうということで、多分毎年毎年15万人近くの人が仕事をやめていくんだというふうに私は思います。これで本当によいのかということが問われるわけです。

だから、例えば大口町でも要介護認定のための予算、これは平成21年度ですけども、762万円。これは要介護認定のためだけに使われています。今回、103万円また6月の補正でプラスされましたので、実質865万円になったということなんです。これは介護保険特別会計の予算の1%弱と書きましたけれども、もうこれ1%になっちゃいましたね。1%を占めているんです。

私は、現場の専門家の判断で適切な介護サービスを提供すれば、要介護認定というのをやめれば今の865万円分のサービスを利用者の人に提供できると思うんですよ、そういう意味ではね。だから、そういうふうに私は思うんですけども、町自体はこの要介護認定制度についてどのように考えてみえますか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） この要介護認定制度につきましては、通り一遍の話になるかも知れませんが、全国一律の調査基準によって、医療・保健・福祉それぞれの専門家の分野の視点から介護度が決められてまいります。これは実際介護を受けられる方の公平性や公共性を担保する介護保険制度の中核になるのではないかと考えております。

議員御指摘の、現場の専門職の判断だけでは幅広い視点や公平性の確保に疑義が生じてまいると思います。例えば、同じような心身の状況の方でも、介護サービスに対する満足度が個人により大きく違う場合がございます。提供される介護サービスの量に差が生じてくるということは、そのまま介護サービスを提供していけば、財政的な負担が当然大きくなってまいります。介護保険制度の継続性がある意味確保されないと考えます。

こうしたことから、被保険者の方々に納得いただける仕組みが要介護認定制度であると考えております。以上です。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 本当に的を射た答弁だったと思うんですね。そういう意味では非常に苦しい御答弁だと思うんだけど、要するに要介護認定制度というのは、介護保険のサービスにかかるお金をいかに抑えるのかということが第一に考えられているわけですね。そういう中で、要するに利用制限をするために要介護認定が行われているんです、現実には。できれば家族の人にどんどん介護してもらいたい。お金がかからんようにやっていきたい。それが本音なんですね、国の。だからこれはお医者さんの場合の医療行為と全く考えが違うんですね。

医療も、例えばアメリカなんかですと入っている保険制度によって、要するにこの手術はできるけれどもこの手術はできませんだとか、そういうことが現実に行われていますけれども、医療でもね。だから、日本では考えられないですね。皆さん方の中で、がんになったとって、大口町の国民健康保険に入っている人は、実はがんの手術はできないんです。ほかの民間の保険に入っていないとできませんなんて言われたら、みんなびっくりしちゃいますよね、これ実際には。しかし、アメリカではそういうことが起こり得るんですね、現実には。

しかし、日本の医療の場合はそういう制限がないんですね、一応。だからその保険の範囲内でのいんな手術等々もできます。それは特殊なものは一部できませんよ。しかし、それでも医療費の抑制ということで福祉全般見ているわけですけども、毎年毎年国は今2,200億円ずつ社会保障の削減をやっているわけです。その一環が私はこの要介護認定制度だというふうに思うんです。一つはね。

これはある住民の方です。やらず取ったりという言葉が言われました。八十何歳のおじいさ

んだっただけだね。要するに、取るものは取るんだけれども、実際にサービスを受けさせてくれんといって、この方は怒ってみえました。この人は、左手が不自由なんです。手が震えてしまうんですね。手が震えるとどういうことになるかという、それはいろいろ物をつかむのは大変なんですけれども、つめを切ることができないんですよ、自分で。震えている手で。震えている人の手のつめ切りって大変だと思うんですね。それをたまたま自分が通っているお医者さんというか、看護師さんに親切に切ってもらったわけですけども、しかし医療保険の中でそうしたことをやってもらっては本当に申しわけないということで、これは普通は介護保険の分野だろうということで、役場に言いに行ったそうですね、この方は。介護保険でつめ切りとか、そういうのはできないんですかと。自分は年金から介護保険料もちゃんと引かれて、滞納せずに払っているけど一体どうなんだと、この方は言われたそうですね、それで何を聞かれたかという、「あなたの家の家族構成は」ということを聞かれたそうです。5人いますと。そうしたら、ヘルパーさんの派遣はできませんねといって、その方は非常に憤慨しておられました。

この要介護認定をするときには、本人の障害の状況だけを見て、家族の状況は一切見ずに本人だけで判定をするというふうに言いながら、一方でつめ切りを頼むのに、保険料もちゃんと払っておるわけだから、ヘルパーさんに来てほしいというふうに頼んだら、家族がおる人には派遣できんというふうに言われて、これまた私ももっともな話だなあというふうに思ったわけですけども、なぜこういうことが起こるのかということだと思っただけですね。

それは要介護認定制度が、要するにそういう人には要介護度のどこかにもひっかからないからそのサービスは受けられませんよということになるわけですけども、しかしその人にとってはそれが本当に必要なんですよ。つめも切れんというのは本当に大変なことですからね。だからこういう人たちの声をきちっと聞いて、私は介護保険制度というのを進めていくべきだというふうに思うんです。

私はそういう人たちの声を聞いていて思うのは、やはりこの要介護認定制度というのは、非常にこの制度そのものが過酷な制度だなあというふうに思うんです。高齢者の人がサービスを受けたいと思っていても受けさせてもらえない。その一つの関所のような役割を果たしているのが要介護認定制度ではないかなあというふうに私は思っています。そういう意味では、私はこれはなくすべきだというふうに思います。

さらに4番目、続けますけれども、要介護認定を行うための調査項目がこの4月から削減されました。調査基準も改悪されました。それについて、非常に多くの介護事業者や専門家から批判の声も今出ているわけです。

例えば、重度で寝たきりの人で移動を行っていない人は、これまでは寝たきりというその能

方に注目して全介助というふうに判断されていましたが、もともと移動できないわけですから、それは介助していないというふうに今度は判断するようになったんです。それによって、自立という判定がされてしまうと。これはとんでもないということで、実施直前の3月に、厚生労働省は批判の声に見直しを発表しました。

ここに見直しをする経過措置の文章も、私、インターネットで取り寄せました。これQ & Aまでつけてあって、議会でこうやって聞かれたらこうやって答えるということまでちゃんと親切に書いてあるんだわね。多分これから答えられることは、この中から出てくるかもしれんのだけど、それはいいんですけど、そういうことなんです。

実はこの問題は、日本共産党の小池晃参議院議員が4月2日、厚生労働省の内部資料を暴露しました。今回の改悪は、介護保険給付費の削減を目的にしている、それが明らかになったんですね。だから本当にこれは大きな問題になったんです。その文章によると、「介護報酬改定に係る平成21年度予算要求関係スケジュール案」というものだそうですけれども、そこに介護報酬をプラス改定したらどうなるのかということで、介護給付費を削減して財源確保が必要、こういうことを書かれているんです。だから、介護報酬を上げるとその分給付費を引き下げよと、そういう指導までなされております。

それから、認定の項目ですけれども、認定の適正化という項目では、非該当とされた1次判定が2次判定で重度に変更される割合を10%減らせば、84億円要するに給付費を縮減できる。また別の文章では、要介護認定、平成21年制度改正案によれば、要支援2と要介護度1の認定割合を5対5から7対3へと、要するに要支援2の方をふやすんですね、7対3に。そうすると、ふやすようにという方針まで示されているんです。これもとんでもないことだというふうに思います。本当に必要なサービスを提供するという大前提から、いかに財源を縮減するのかということに国そのものが躍起になっているんですよ。これはとんでもないことではないかなあというふうに思います。

一応、そうした批判に対して、今のQ & Aの最後の方にもあるんですが、もし軽く見られてしまった場合には従前の要介護度にしてくださいと、そういう紙まで実は厚生労働省がちゃんとひな形までつくってやっておられるんですね。そういう批判をかわすためにね。

私もインターネットを見てびっくりしたんですけれども、私は要介護認定のこの改悪について、町としても撤回するように国に対して求めるべきだというふうに思いますが、町の方はいかにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 要介護認定の改悪についてでございますけれども、国の方といたしましては、もう既に今御質問の中に入っておりますので、そういった部分は省略させてい

ただ形の中で、国は今回、検証期間ですね、こういった状況がこういった形で出てくると、そういう期間をとってみていくということを今進めております。

その検証期間というものにつきましては、大変申しわけないですが、また確認をとってお答えしたいと思いますけれども、大口町といたしましては、現在国が行っております要介護認定の見直しに係る検討会において検証がなされ、現場の混乱が收拾されることを国に対して今後要望していきたいと、現在のところは考えております。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 私はそれが賢明だというふうに思うんですね。どのみち、サービスが削られて困る住民が町内でおられるようなことになってはいけないというふうに、私も思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから5点目ですが、ヘルパーさんや施設職員などの劣悪な労働条件の改善で、人材不足の解消、雇用の創出をすべきであります。

ことしの4月から、介護報酬が3%の引き上げが行われました。町にも基金という形でその3%分の財源が国から来ている。要するに介護保険料の引き上げにならないように、今回特別の措置としてされていることだというふうに思うわけですが、ところが、じゃあ介護報酬は上がったかということになるわけですが、一説によると、引き上げが行われる対象となる事業所は6割から7割程度だというふうに言われています。また、ある人はというふうに書きましたけれども、私の身の回りには何人もいまして、聞いてみたんですが、4月の給料も5月の給料も変わっていない。このままいくと6月の給料も変わらない、そういう人がいました。ある人は、4月から5,000円給料が下がったと言っていましたね。介護報酬が3%引き上げになるということで聞いて喜んでおたら、4月から5,000円給料が下がったと、そう言っておられました。私もそれを聞いてびっくりしました。こういう状況があるわけです。

それから、24時間365日体制での訪問介護、こういう体制をつくらうとすれば、ヘルパーさんが夜間複数で活動できるように、それを実現できるような介護報酬が必要になってくるというふうに思います。いずれにしても、町内の事業所の従業員の方の処遇改善、そうしたものが行われているのかどうなのか、また町内事業者のヘルパーさんの時給等が上がっているのか、私は調査すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 平成20年度介護事業経営実態調査によりますと、多くの介護サービス事業者は人件費を含めた支出抑制を行い、現在ぎりぎりの経営を行っている調査結果が出ております。

こうした経営を改善するために、介護報酬の改定分を使っている事業者が多いことは予測がされますが、このことは決して違法ではなく、職員の給与等に反映されていないからといいますが、町が特に事業所を指導することは、現状の中ではできません。

町といたしましては、介護報酬の改定分をどのように使っていくのかを職員と利用者双方に対して説明責任を果たすことによって不信感が払拭できればと考えております。事業者に対して、このことを機会をとらえて説明してまいりたいと考えております。

さらに、国は9月に報酬改定の影響の調査を実施する予定にしております。その調査結果や分析結果を踏まえて、これを参考にしていきたいと現在のところは考えております。

どちらにいたしましても、これで介護報酬は大体2ヵ月おくれで上がっていきますので、4月に改定されましたものにつきましては6月、この時期に上がってくるわけですがけれども、ここから初めてそういった部分の影響というのは把握できるかなあと思いますけれども、実態といたしましては、3%でございます。そういった中で、サービス自体がいつも同じ状況というわけではございませんので、やはり半年、そういった長期の中で見ていかないとその影響というのは把握できないかなあと思っております。以上です。

(1番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 4月、5月ではわからんということですから、6月も7月も一度身の回りの人にまた聞いてみたいというふうに思います。

いずれにしても、時給が大体800円ぐらいですからね。びっくりするんですね。例えばコンビニだとか、そういうところのレジを打ってみえる方々とほとんど変わらないんですね。私の知っている人でいけば、夜勤をやって時給は1,000円ぐらいですね。そういう人たちというのはどういう人たちかという、昼も働いて夜も働いているという人がほとんどですね、お話を聞いていると。だからそういう意味では、介護報酬の引き上げというのは切実な問題なんです。その働いてみえる人たちも、先ほども話がありましたけれども、ワーキングプアという、働いても貧困だという状況の中で、昼間も働いて夜も働くと、こういうことが繰り返されておるわけですね。介護の現場でもそういう人が大勢おられるということもよく検討していただきたいと思っております。

それから、老人ホームに見えるけれども、実は介護施設としては登録のない施設が問題になっておりますけれども、3月には群馬県の渋川市の「静養ホームたまゆら」というところが、火災で10人ものお亡くなりになりました。

私もちょっと調べてみたんですが、大口町も、これは2008年の9月の時点ですが、特別養護老人ホームへの待機者ですね。一応私の方で調べている範囲では、23人お見えになるというよ

うな結果が出ているんですけれども、これは毎年愛知県自治体キャラバン実行委員会というところが各自治体に調査をしてまとめた中の大口町の部分なんですけれども、23人の人が今特別養護老人ホームのあきを待っている。これ多分実数だと思うんですね。あっちこっちに1人の人がいっぱい、昔は、介護保険が始まる前は1人の人は1カ所しか予約というか受け付けできなかったんだけど、介護保険が始まったら1人の人が幾つも幾つも予約するようになったものですから、なかなか実態というか実数がかめないわけなんですけれども、多分この23人というのは本当の実数だろうというふうに思います。それだけの人がまだ待ってみえるわけですが、要するにその施設の受け皿が足りないんですね、今の状況は。

愛知県の待機者数はどのぐらいかという、1万9,391人、すごい数ですね。その4分の1ぐらいが実は名古屋市の人で占めている、そういう状況です。人口とほぼ比例していくのかなあというふうに思います。

いずれにしても、そうやって待機しているわけなんですけれども、お金のない人は設備の不十分な施設に行かざるを得ないわけですね。今、特別養護老人ホームもホテルコストだとか、いろんな自己負担に係る部分が以前と比べるとどんどんふえていきましたので、給食費もそうですね、自己負担になりました。こういうことでなかなか入れなくなってきているんです、お金がないとね。だけど、お金がないけれどもうちではもう面倒が見られん、何とか施設にということになると、今の登録のない施設に行かざるを得ない状況があるわけです。

大口町では、登録のない施設に入所している人というのはおられるんですかね。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 登録のない施設に入所してみえる方は、大口町が把握している中では、犬山市内の未届け有料老人ホームの方に1名の方が入所しておみえになります。この方につきましては、私ども町の職員が2回ほど、本人や施設の状況等を確認するために訪問もいたしております。さらには、家族に対してもグループホームや特別養護老人ホームへの入所について説明等を行っておりますけれども、家族の意向が強くて、現在もこの未届けの有料老人ホームに入所してみえる状況でございます。

この未届け有料老人ホームにつきましては、結構費用的にもかかる施設でございまして、一般的なグループホームや特別養護老人ホームの利用料より高い費用を払ってみえるというのが実情でございます。以上です。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そうまでしてでも、預けざるを得ないという状況もあるのかなあというふうに思うんですね。家族じゃないと、それはわからんですよ、恐らく。

大口町でも未届けのそういうところに入ってみえる方があるわけですが、今の群馬県の渋川市の「静養ホームたまゆら」というところでは火災があったわけですね。要するに、スプリンクラーだとか、そういう整備がされていなかったんですね、残念ながら。それでこんな大きな事態になってしまったわけですが、犬山の未届けの有料老人ホームというのは、2回ぐらい見に行かれて、どんな様子だったんでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ここまでお話ししてよろしいかどうか迷いますけれども、実は宗教的な部分がございます、そういった中でここがいいという形の中で、その方はそこへ入ってみえるという判断を持っております。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） だからその設備、大丈夫なんですか。防火設備というか、それは。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 設備的には、そういった部分がございますので、特に町のうちの職員が見て、劣悪だとか、そういったことは感じておりません。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） わかりました。

これからそういうところに入られる方も、多分これからふえていくだろうというふうに思うんですけれども、東京ほどのことはこら辺はまだないだろうと思うんですけれども、しかしそうしたところもきちっとよく見ていかないと、未届けですので、知らんところでどんどんできてくるということだもんですから、また、今福祉を食い物にする、そういう御商売をされる方も現実にこれから出てきかねない、そういう要素もありますので、ぜひ監視の目を強めていただきたいというふうに思います。

続きまして、24時間365日体制で在宅介護サービスをという点であります。

これはずうっと行っているわけですが、実はこれ介護保険という制度の中に、メニューに入っているんですね。24時間体制のホームヘルプサービスというのが、これ書いてあるんです。

ところが、大口町の介護保険計画の中にも実は書いてあるんです、24時間型のホームヘルプサービスというのは。書いてあるんだけど、しかし現実にはそのサービスはないということになっちゃうんですね、今のところ。ただ、介護保険外でやっている事業者もあるんですね、話を聞いていると。だけどそれは非常に高いんです。1時間当たり3,000円だったかな、たし

か。これ1ヵ月30日だとすると9万円ですよ。普通の人では、1日1時間ずつ夜おむつ交換に来てくれということで、毎日3,000円払うということはなかなかできないですね。大体おむつ交換せならん人だと、夜中に1回とは限らないもんですから、2回だとか3回だとか起きなくちゃいけないということで、本当に家族の方々も非常にお疲れになってみえる、そういうお話も聞くわけですね。

だから、先ほども申し上げましたが、1年間に15万人もの人が離職していく。仕事をとるか介護をとるのか、それが迫られるような今の介護保険制度だということなんですね。だから、そういうふうではいけないというふうに思います。

いつになったら提供できるようになるのか。3月の議会では、当時答弁された部長さんは退職されちゃいましたけれども、一応圏域、圏域というのはこの福祉のこういう圏域ですね。医療圏域だとかいろいろあるわけですけども、春日井だとかそこら辺の愛知北部圏域ですか、そういう圏域の会議の中で話題を提供していくという答弁を繰り返されておりますけれども、しかし、介護保険制度が始まって10年もたって、このまま放置していくというのは、これはまさに保険あって介護なしというような状況じゃないんですか。いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 24時間365日体制での在宅介護サービスについて、ちょっと町内の在宅介護サービスを提供している事業所に触れてみたいと思います。

現在、訪問介護事業所につきましては、大口町では、年中無休で営業時間が午前7時から午後8時30分までの事業所が1ヵ所、同じように午前8時から午後8時までの営業時間で、緊急時の電話連絡等については24時間対応可能な事業所が1ヵ所、それから同様に1月1日から3日までを除く午前8時30分から午後5時30分までの営業時間で、緊急時における電話連絡等については24時間対応可能な事業所が1ヵ所ございます。議員の言われる24時間365日体制の事業所としてはございませんけれども、通常で考えられる在宅介護サービスにつきましては、ケアマネジャーが当事者、家族、事業所、そういった中で相談をしたケアプランで、ニーズによって事業所の選択が十分ある意味可能になってくるのではないかと考えております。

そして、事業所に一度お尋ねをしてみましたんですけども、今日までに、深夜帯における緊急時における電話相談は、実際に受けた実績はないと、そういったこともございました。現状、そんなような状況でございます。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） もともと24時間でヘルパーさんが来てくれないわけですから、なかなか夜頼りたいというふうに考えることの方が無理があるんじゃないですかね。電話をするという

人はいないでしょう、恐らく。もともと24時間やっていると思っていないからね。

だから、そういう意味では、私はヘルパーさんが来てくれる体制をつくるべきだというふうに思うんですね。たしか、地域包括支援センターができる前、何とかというのがありましたね。県の委託事業でね。たしか御桜乃里か何かが委託を受けてやってみえたサービスですけど、たしか森総務部長さんが福祉課長だったか福祉部長だったかのころだったと思うんですが、そんなころ、たしか御桜乃里の職員の方が、困ったときには夜駆けつけてくれたりして、非常に心強かったという話を僕は何度か聞いたこともあるし、たしか森部長さんからもそういう御説明も受けたような記憶があるんですけども、実はそういうサービスがなくなってきちゃっているんですね。本当にいいサービスだったんですけども、地域包括支援センターということで変わってきちゃって、そういうサービスが実はなくなっちゃったんです。それで余計不安に感じる人も、私は多くなってきているのではないかなあというふうに思うんです。

私もある高齢者の人、77歳ぐらいの人ですけど、夜中に電話がかかってきて、1人でおると寂しいからちょっと来てくださいということで、行ったことも何回かあります。その方は、息子さんもお亡くなりになられて、ひとり暮らしになっちゃって、体も不自由は不自由ですね。だけどどこへ電話をかけていいかわからんと言ってみえるんですね。例えば、来てくれるだけで安心できるとか、そういうことは私はあるんだろうというふうに思います。

ですから、電話だけではなく、声だけではなく、実際に来ていただけるような体制をぜひつくっていただきたい。今度大口町でも地域密着型の施設を誘致するような運びになっていますけれども、もしそういう中で24時間型の365日体制のサービスの提供を、できるかできないかわかりませんが、それも私は期待をしていきたいというふうに思うんですね。

もう一つ、実はこの間声として聞いたのは、本当はもう介護認定を受けたいんだけど、しかし家族の者がみんな仕事に行っちゃって、なかなか家族の人が立ち会った中で認定調査というのができないというんですよね。

今、多分そうだと思うんですけど、土・日の認定調査というのはやっていますか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 土・日の認定調査はやっておりませんが、ただそういった御相談があれば、それは本当に御家族の方が御都合をつけていただければ、何とかそういったものについてはできればと考えます。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） いい答弁だったと思います。ぜひ個別にというだけじゃなくて、一定制度化していただいた方が私はいいいんじゃないかなあというふうに思うんですね。土・日でもい

いですよというぐらいの覚悟で認定調査してもらえると、非常に家族の人も助かると思うんですね。家族の人も、それぞれ1人ずつ介護についていろんな思いで、考えも持ってみえろと思えますので、なるだけ家族がそろった段階で認定調査といたしますか、そうしたこともしてほしいという声も実はあったんです、この間うちね。ぜひそういったことも、これからも検討してください。

続いて、教科センター方式の問題に移りたいというふうに思います。

教科センター方式は一度中止してはどうかということで、また3月議会に続いて質問させていただきます。

教科センター方式は見直すべきではないかと3月議会で質問いたしました。チャイムの復活など、また見直しが行われました。また給食も教室でいただくようにもなりました。一定の改善もされている、そういうことは私も承知しております。

また、みずから進んで生きる力をつけさせる、そういうことも答弁の中であったわけですが、私も私は生きる力というのはだれもが本能的に持っているものではないかなあということだと思います。生きるというよりも、私は命の大切さの方が重要ではないかなあというふうに御答弁を聞いていて思ったわけであります。

みずから進んでやっていく力というのは、将来、就職したときには私は役に立つことだろうというふうに思うわけですが、そのことと、要するに教科センター方式にこうした目標をくっつけて実践することの方が私は無理があるのではないかなあと思います。そのことで一番苦しんでいるのは、ほかならぬ先生方や、また授業の間の放課を走り回らなければならない生徒ではないでしょうか。

教科センター方式は一度中止して、従来の授業などのやり方に戻して、そして改めて教科センター方式を検討してみてもどうでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 教科センター方式につきまして、御質問をいただきました。3月の定例会においても御答弁をさせていただいているところであります。

教科センター方式といいましても、必ずしも長所ばかりではありません。欠点も持っております。ただ、後からまた答弁をさせていただいてもよろしいかと思っておりますけれども、着実にいい面、利点と申しますか、そうした面も大口中学校の教科センター方式を取り入れる中で、子供たちは育っているというふうに私は見ております。

また欠点につきまして、大体3項目ぐらい今把握をしておりますけれども、そのうち1点については既に改善をしているところであります。

教科センター方式というのは、私どもこの方式を取り入れるに当たりましては、教職員が一

丸となってこうしたものをつくり上げ、さらには子供たちと一緒にその導入に向けて進んできたところでもあります。教育というのは日々の重ねが大事であって、一度教えればそれですべてが覚わってしまうというものでもありません。

そんな中で導入1年を振り返りますと、教科指導におきましては、教科教員室の中で同じ教科の教員が話し合いができるようになってきた。これ大きな利点の一つではないかなあというふうに考えております。そうした中で、それぞれの教科の先生が授業をつくり上げて、楽しい授業づくりをしておってくれるということでもあります。

それから、各教科が目指す生徒像を育成するためには、全学年が同じような考え、皆さんで議論をしてその方向性をみんなに進めて、その授業を成果として自分たちがつくり上げようという今努力をし、私たちも見守る中でそんな感じを受けたところでもあります。

生徒指導におきまして、先ほどの御指摘のように、おくれる生徒がおりました。そして、そうしたことを少しずつ解消するという意味でも、チャイムを導入してまいりました。そこで、やはりチャイムが鳴れば忘れていた教室へすぐ走っていかなくちゃなんという目覚めた気持ちも出てきている。そんな中で、反復練習の中で教科センター方式を進めるのが理想ではないかなあというふうに考えております。

実は今大口町で、学習運営方式の利点と欠点を見ても、一つ利点では、行動の中で学ぶ意識が芽生えたというのは事実であります。それで、教室移動により気分が転換して、今度は早速あの授業を受けに行こうということで、教科センター方式というのは四、五人が固まるのを初めから想定したものでありまして、そんな意欲が出てきているということでもあります。

それから2番目としましては、生活の拠点と学習拠点が異なることから、学習時間と休み時間の意識の切りかえが、当初はできていなかったけれども、着実に切りかえができるようになった、成長してきたということでもあります。

それから三つ目にしまして、より幅広い相手との交流ができるようになってきたということでもありますね。

それから四つ目に考えられますのが、教師との関係距離を生徒一人ひとりが自由に選択して、先生と相談ができるようになった。これが一つ、一種の目覚めではないのかなあ、これが利点として考えられるところでもあります。

それから欠点でありますけれども、先ほどの授業時間へのおくれ。これは今までが教室にいて、チャイムが鳴って先生が来てくれたという習慣を、自分たちで動くということで、切りかえられたことで戸惑いがあった。しかし、着実に自分たちが行動できるようになったというのは、一つ、今称賛するところではないのかなあというふうに考えます。

それから2番目には、全校生徒が一斉に移動するので、移動場所が混雑するというに関

しては、若干欠点。みんながごちゃごちゃしてしまうという欠点がありますので、今後はこれをどういうふうに移動をかけるかというのは、教師、さらには生徒と一緒にやってつくり上げていかなくちならんだろうというふうを考えます。

それから三つ目ですけれども、友達の交流は移動時間のずれが生じて長時間交流ができないという面が一つ、今浮上しております。しかし、これも生徒たちが身につけた中で、おいおいこうした時間をうまく利用できるようになっていくのではないかなあということでありまして、私どもが申し上げたいのは、やめるんじゃなくして、改革をしながら教科センター方式を進めていくので、ぜひとも見守っていただきたいというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) 十分見守っているつもりでいるんですけども、私、実はうちの子供が2年生だもんですから、この間学年懇談会に行かせてもらいました。

2年生というのは、ちょうど新生大口中学校の一番最初の1年生なんです。先生方も本当に御苦労されたことも、その折に伺いました。3月議会のときに、先生方も本当に大変なんだということで、教育長先生からお話がありましたけれども、それも実感しましたし、大口中学校に転勤だといって、人事異動で言われたときには、いやあ大変なところに行かんらんなあというふうに思ったと言ってみえる先生もお見えになりましたし、しかし実際赴任してみると、言われているほど大変ではないよということを先生は言ってみえましたね。少し私も、先生方も落ちついていんな指導もされていけるんだらうなあということで、安心はしているんですけども、しかし、先生の側から見たことと子供の側から見ることは、やっぱり今のお話を聞いていると正反対のものというのはあるんですね。

例えば、チャイムの問題でもそうなんです。先生の授業が時間が過ぎても授業をずうっとやっているもんだから、次の時間におくれちゃうんです。子供たちの言い分はそうなんです。ところが、今のお話を聞いていると、子供たちがぐずぐずしているもんだから次の授業に走っていかなくちいけないという話になっちゃうわけですけども、しかし子供たちに聞いてみるとそうじゃないんですよ、このチャイムはね。

だからそのチャイムが復活したということはどういうことかというのと、教えてみえる先生にとっても実は非常によかったことだったというふうに私は思うんです、そういう意味では。これ自主的に自分で時間を決めて、ちゃっちゃと移動できるようにというんだけど、しかし現場、教えてみえる先生自体が実際にはその時間がなかなか守れない。それは守れんですよ。私でもそうですもん。これ90分でかちっと終わらせようというのはなかなか至難のわざで、先生方も大変だと思うんですよ、本当に。授業の時間が何時間か私は知りませんが、だ

からそういう意味では、一定のリズムというんですか、そういうものというのは学校の中では私は必要なんじゃないかなというふうに思うんです。

それともう一つは、子供たちの居場所の問題ですね。御父兄の方々からよく伺うのは、居場所が本当はない。活発な子はいいいんですけれども、いろいろ友達と活発に語り合ったりだとか、そういうことができる子はいいいんですけれども、できない子は居場所がないっていうんですね。だからそういう意味では教室というか、ホームベースというのか、それは非常に、なかなかそういうのについていけない子にとっては大切なものじゃないかなあというふうに思うんです。これは親御さんたちがそう言ってみえますよね。活発にいろんなことができる子はいいい、このやり方でも。教科センター方式で。だけど、人間はいろんな子がいるわけだから、それを全部網羅してきちっとやれることはできないかもしれんけれども、しかし、少なくとも教科センター方式じゃない方式で小学校6年間やってきたわけですから、だからそういう意味では今までの小学校のやり方を続けていただけるとありがたいなあということを親御さんたちも思ってみえる。そういう人が多いんじゃないかなあというふうに私は肌で感じているんです。

今部長さんの方から利点、それから欠点といえますか何といえますか、問題点といえますか、そういうものの御指摘はあったわけですが、ぜひそうしたことを、親御さんたちに対してはアンケート調査も2月にやられましたけれども、残念ながら教科センター方式についてのアンケートではなかったんですね。その言葉が一言でも入っておるとよかったかなあと思うんだけど、多分自由意見の中でいろんな意見が入っているかと思うんですけれども、そうした声をもう一度見直していただきたいというふうに思います。

もう時間がなくなってきたもんで続けますけれども、私は生きる力というのが、3月議会で、教育長さんの答弁の中で非常に印象に残ったもんですからあれなんですけれども、本当に生きる力ということというなら、私は今、サラ金とかそういう多重債務の人の相談をずうっとやっていますけれども、毎週木曜日、うちの南側に建った事務所に夜来てもらうと、もしそういうことで困っておる人がおったら来てもらえばいいんですけれども、そういう人たちがつまづくのは、みんな印鑑なんですね。印鑑というのは本当に恐ろしいもんなんです。

ある人は、たまたま第三者の人が車を買った。その連帯保証人になってくれと言われて、判こをついちゃったわけですね。そうしたら、車もほかって逃げていっちゃったんです。この間うちも裁判で訴えられちゃって、裁判所に呼び出されて、払えと言われるわけですよ。まさかそんな逃げられると思っていませんよね、その人だってね、若い人だったですけれども。本当に連帯保証人の判こをつくというのはどういうことかということを、その人も身をもってわかったと言っていました。

本当は、生きる力をつけるということというなら、こういうこともぜひ教えてほしいと思

ます。中学校を卒業するときに、大口町からでしょうか、印鑑をつくってもら。あれPTAでしたか、どういうふうか私忘れましたが、とにかく中学校を卒業するときに、それぞれ印鑑をもらえるんですね。認め印だ、あんなもの三文判だという人がありますけれども、しかし、自分で署名して判こをついてしまえば、仮にそれが印鑑登録していなくても効力は一緒なんです。どんな場でも、連帯保証人と書かれておるところに自分の名前を書けば、実際には借りてもないようなお金を、最後は自分が払わなければならないようなことが起こり得るんです。むしろ、そういうこともあわせて学校でも十分に教えていただいた方が、これから本当に将来生きる力がつくんじゃないかなというふうに思うんです。印鑑ほど恐ろしいものはない。人の命を要するに担保に入れるわけですから。命といいますか、その人の労働力だとか、いろんなものを担保に入れることができるわけですので、持ち物だとか。

そういう意味では、そういうことも十分に教えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） まず吉田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

すべて教科センター方式は中止してはいかがなものかということに絡めて、述べさせていただきます。

まずは、このような内容につきましてこのような大切な場で論議ができるということ、大変感謝しております。といいますのも、全国に公立の中学校1万余あるかと思えます。その中で教科センター方式を取り入れている学校は恐らく100校に満たない状態でございます。御承知のように、学校教育というのは教室で常に先生を待って学ぶ、こういう形態で私たちは過ごしてきました。吉田議員におかれましても、恐らく待つ時代に育った世代ではないかなあ、そんなことを思うわけでございます。

今、学校教育、教室で待つという形が何十年と続いてきて、それなりに大変大きな成果を上げてきたということも事実でございます。けれども時代がさまざまな要因から、今違った面で子供たちを取り巻く環境、そしてつけなければならない力というのも随分変わってきているのではないかなあということをおもっております。そんなことから、回答します。

まず吉田議員の方で、先に生まれた人を先生というと。木の上の高いところから見ると、ただ見るだけではなくてずうっと見守り続けていくのは親ではないかなあ、おっしゃるとおりだと思います。そして、ただいまの印鑑の件につきましても、私も同意見でございます。漢字の持つすばらしさというのを感じざるを得ません。

教育といいますのは、例えば印鑑につきましても、あるいはスポーツにつきましても、できることならば常に小さな失敗をさせることが望ましいのではないかなあというふうに思ってお

ります。印鑑を押して何千万の損失をするような、そんなことではいけないわけでありまして、その前に、もちろん印鑑の大切さは教えても、100円の損失で体で覚えていくということは大事ではないかなあと。スポーツについても、小さなけがをして運動の大切さ、強くなっていくことの大切さを学ぶことは大事ではないかなあ、そんなふうに思っております。

私たちは、常に生きている限りさまざまな解決すべき問題に遭遇しているわけございまして、そのようなときに私たちは自分がいろいろと獲得をしてきた知識とか、あるいは知恵、技能、そういうものをありとあらゆるもので想起をしまして、その問題に正対をしまして解決しているのではないかなあということを感じるわけでして、印鑑についてもそうでございます。

そして、生きる力というのは、教科センター方式でなければ育てることができないというふうにはもちろん思いません。といたしますのは、1万余校の中学校の中で、多くの学校は教科センター方式をとらないで、地域の実態、地域の子供の様子、そんなことを考慮しながら教育活動を展開し、生きる力を育てているわけでございます。

過日ではありますが、大口中学校の先生からこんなB4ではありますが、日々の実践だよりでございますが、いただきました。こんなものでございます。

ちょっと長くなって先回のような失敗をするといけませんので、省略をしまして……。

1番(吉田 正君) いや、大丈夫ですよ、やってください。

教育長(長屋孝成君) 縦割りに関しては、保護者の方からの御心配が大変多い課題です。確かに私の前任校でも、異学年との接触はできるだけ避けるという色合いが強くありました。規模の大きい学校になればなるほど、それは強くなります。体育館へ入場する順路でさえ、学年と学年が接触しないように道順が決められ、上級生が下級生の教室に行かないように、渡り廊下で立ち当番をしたこともありました。

しかし、大口中学校の場合は、教科センター方式による教室移動に伴って、いや応なしに生徒は上級生と接触するわけであります。それはどうしても避けられないことであります。そうならば、上級生との接触をプラスに持っていく方向を新しく考えることこそが、私たち教師の課題なのであります。縦割りに対しましての御心配事は、上級生からいじめを受けないか、悪い影響を受けないか、そういう機会がふえてしまうのではないかとということだと思えます。しかし一方では、上級生との接触を断つということは、先輩のよさに触れる機会を減らしてしまうことでもあるのではないのでしょうか。

と、こういうことがもっとずっと続くわけでございます。中学校の先生方が昨年度、1年間さまざまな実践を積み上げ、そしてその中で課題や成果を整理し、よりよい大口中学校バージョンをつくるために、生徒と一緒に、より挑戦的な方向に全力を尽くしていらっしゃる、そんなことを支援していきたいと思っております。以上です。

(1 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) お話を聞いていまして、私、表題も一度中止してはどうかというふうに書いたわけですがけれども、毎回書くわけですがけれども、すぐ方向転換して中止はできるのかということになれば、多分 3 年間ぐらいいかなのだろうと。これは親御さんたちがそう言ってみますので、恐らくそういうことになるんじゃないかなあというふうに思っています。

一つの挑戦として先生方も果敢にされておられるわけですがけれども、しかし、保護者の側から申しますと、先生方は毎年毎年、それは挑戦していただければいいわけなんだけれども、しかし子供というのは、中学校 3 年間というのは 1 回しかないんだと。だから、その 1 回しかない中で、ばくちのような挑戦というのは非常にどうなんだろうと、そういう声も一方であるんです、保護者の中から。

だからそういう意味では、そういう保護者の声も十分にとらえていただきたいなあというふうに思うんです。先生方は挑戦でいいかもわからんものだけれども、しかし子供たちの側からすれば挑戦では済まない。さっき、印鑑の問題でも、小さな失敗ならすぐ元を取って反省につなげていけるわけですがけれども、しかしそれが大きな失敗になった場合、これはなかなか 1 年、2 年、3 年のうちに取り戻すことができるのかといたら、できない問題もないわけじゃないわけですので、だからそういう意味では、保護者の側からすれば失敗してほしくない、それが本音じゃないかなあというふうに私は思っています。

だからそういう意味で、今度は 9 月議会でまた親御さんたちや子供たちの声を吸い上げて、また次の機会に教育長先生と論戦をしたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひします。

今この場で片づく問題じゃないと思うんですね。こうやってまた話し合う中で、お互いにいい点悪い点、また見ることによって大口町のいい教育をつくってあげればいいもんですから、そういう視点で私もこれから質問をさせていただきたいというふうに思います。

4 点目ですがけれど、5 分になっちゃったなあ。地域活性化・経済危機対策ということで、今国会では補正予算の審議がされておまして、今参議院の方に送られていると思うんです。その中に地域活性化・経済危機対策臨時交付金、そういうものが盛り込まれております。

試算によると、大口町には 2,100 万円ほど交付されるという試算が出ています。隣の扶桑町は、その試算によると 1 億 1,500 万円だそうでありますけれども、大口町の 4 倍ぐらいあるわけです。既に大口町の場合は、生活・雇用支援緊急対策事業、これは 1,282 万円ということで行われておりますけれども、これとは別に新たな事業を行うのか、町の考えをぜひ伺いしておきます。

要望等も住民の皆さん方から出されていると思いますけれども、ありましたら披露してください。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） まずこの地域活性化・経済危機対策の臨時交付金の目的であります、地方公共団体が地球温暖化対策や少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うために交付されるというものであります。

内容としましては、大きく四つの事業から成っております、地方が単独で行う事業のほかに、総務省から示されましたメニューの中で国庫補助事業とあわせて行える事業もあり、ほぼ何でもありというような交付の内容となっております。

しかし、この財源の用途につきましては、まず当該地方公共団体の当初予算で措置してある事業への財源補正は認められておりません。平成21年の4月10日に行われた経済危機対策に関する政府・与党会議、経済対策関係閣僚会議の合同会議において決定をした翌日であります4月11日以降の予算に計上されたもので、新たに実施される事業に限ることとされております。

そこで、本町の取り組みでございますが、現在、各所管課への照会を行い、本趣旨に沿った事業申請を、一応6月5日を期限に取りまとめを行いまして、過日の経営会議においてその取りまとめの結果を経営会議の中で御披露を申し上げました。その中で本町における取り組みについて、具体的なものはまだ決まっておりますが、さらに会議を開催して、今後詰めていくというような段階でございます。以上であります。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ありがとうございます。

まだ決まっていないということなんですけれども、ちょっとこれだけ聞いておきたいのは、例えば扶桑町では試算によると1億1,500万円ということなんです、この交付金が。大口町は残念ながら2,100万円なんです。試算が出ているんですけれども、同じ2,100万円というふうに試算が出ているのは、飛島村ですね、あと。大口町と飛島村が最低なんです、実は。その次に少ないのが幸田町かな、その次が三好町というふうで、これは財政力の豊かなところが地域活性化・経済危機対策臨時交付金が少ない、そういう傾向に実はなっております。

だけど、地域活性化や経済危機対策というのはどこの自治体でも重要な問題だと思うんですね。だからその交付金は交付金でもらうだけけれども、しかしそれをどの程度の事業規模でやっていくのかということも私は大切なことだというふうに思うんです。

だから2,100万円ぐらいしか来んから2,100万円の事業をやっておけということでは、その効

果が上がっていかないんじゃないかなあというふうに思うんですけども、その事業規模というのとは一体どのくらいに考えてみえるんですか。それだけお聞かせください、時間ですので。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 現在、先ほど経営会議で各所管から出てきたものを検討した、あるいは説明をしたというお話をしましたんですけども、現在各課から上がってきておるものを単純に総計しますと、1億6,000万ほどの全体の事業になっております。

しかし、今もお話にありましたように、本町に交付されるのはあくまでも限度額として2,100万円であります。これを財政力がいいからということで控除をされておるわけですけども、単純に計算をしますと、1億500万ほどが本来なら国の方から交付される限度額になるというような状況ですので、このあたりの算出方法については大いに私どもとしては納得のいかない部分がございます、そのあたりは何らかのアクションを起こさなければならないというふうに思っています。

この事業規模等につきましても、今後開く予定にしております経営会議の中で協議をしていきたいと思っています。

1番（吉田 正君） 終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月15日月曜日も一般質問を予定していましたが、本日で終了いたしましたので、休会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 4時25分）